

昭和二十三年運輸省令第二十九号

港則法施行規則
港則法施行規則を次のように制定する。

目次

第一章 通則(第一条―第二十一条の二)
第二章 各則

第一節 釧路港(第二十一条の三・第二十一条の四)

第一節の二 江名港及び中之作港(第二十一条の三)

第一節の三 鹿島港(第二十三条・第二十三条の二)

第一節の四 千葉港(第二十四条)

第二節 京浜港(第二十五条―第二十九条)

第二節の二 名古屋港(第二十九条の二・第二十九条の三)

第二節の三 四日市港(第二十九条の四・第二十九条の五)

第三節 阪神港(第三十条―第三十三条)

第三節の二 水島港(第三十三条の二)

第四節 尾道糸崎港(第三十四条)

第五節 広島港(第三十五条)

第六節 関門港(第三十六条―第四十一条)

第七節 高松港(第四十二条)

第八節 高知港(第四十三条)

第九節 博多港(第四十四条)

第十節 長崎港(第四十五条)

第十一節 佐世保港(第四十六条)

第十二節 細島港(第四十七条・第四十八条)

第十三節 那覇港(第四十九条・第五十条)

附則
第一章 通則

第一条 (入出港の届出)

(昭和二十三年法律第七十四号。以下「法」という。)
一 特定港に入港したときは、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した入港届を提出しなければならない。
イ 船舶の信号符号(信号符号を有しない船舶にあつては、船舶番号。次号において同じ。)、名称、種類及び国籍

ロ 船舶の総トン数
ハ 船長の氏名並びに船舶の代理人の氏名又は名称及び住所
ニ 直前の寄港地
ホ 入港の日時及び停泊場所
ヘ 積載貨物の種類
ト 乗組員の数及び旅客の数
チ 特定港を出港しようとするときは、次に掲げる事項を記載した出港届を提出しなければならない。

イ 船舶の信号符号及び名称
ロ 出港の日時及び次の仕向港
ハ 前号イからハまでに掲げる事項(イに掲げる事項を除く。)のうち同号の入港届を提出した後に変更があつた事項

2 特定港に入港した場合において出港の日時があらかじめ定まっているときは、前項の届出に代えて、同項第一号及び第二号ロに掲げる事項を記載した入出港届を提出してもよい。

3 前項の入出港届を提出した後において、出港の日時に変更があつたときは、遅滞なく、その旨を届けなければならぬ。

4 特定港内に運航又は操業の本拠を有し、当該港内における停泊場所及び一月間の入出港の日時があらかじめ定まっている場合において、漁船として使用されるときは、前三項の届出に代えて、当該一月間について、次の各号に掲げる事項を記載した書面を提出してもよい。ただし、当該書面を提出した場合において、当該期間が終了したときは、遅滞なく、当該期間の入出港の実績を記載した書面を提出しなければならない。

一 第一項第一号イ及びロに掲げる事項
二 船舶所有者(船舶所有者以外の者が当該船舶を運航している場合には、その者)の氏名又は名称及び住所
三 航行経路及び当該港内における停泊場所
四 予定する一月間の入出港の日時
五 避難その他船舶の事故等によるやむを得ない事情に係る特定港への入港又は特定港からの出港をしようとするときは、第一項から第三項までの届出に代えて、その旨を港長に届け出てもよい。ただし、港長が指定した船舶については、この限りでない。

第二条 次の各号のいずれかに該当する日本船舶は、前条の届出をすることを要しない。
一 総トン数二十トン未満の汽船及び端舟その他ろかいのみをもって運転し、又は主としてろかいをもって運転する船舶

二 平水区域を航行区域とする船舶
三 旅客定期航路事業(海上運送法(昭和二十四年法律第八十七号)第二条第四項に規定する旅客定期航路事業をいう。)に使用される船舶であつて、港長の指示する入港実績報告書及び次に掲げる書面を港長に提出しているもの
イ 一般旅客定期航路事業(海上運送法第二条第五項に規定する一般旅客定期航路事業をいう。)に使用される船舶にあつては、

同法
第三条第二項第二号に規定する事業計画(変更された場合にあつては変更後のもの。)のうち航路及び当該船舶の明細に関する部分を記載した書面並びに
同条第三項に規定する船舶運航計画(変更された場合にあっては変更後のもの。)のうち運航日程及び運航時刻並びに運航の時事に関する部分を記載した書面
ロ 特定旅客定期航路事業(海上運送法第二条第五項に規定する特定旅客定期航路事業をいう。)に使用される船舶にあつては、

同法
第十九条の三第二項の規定により準用される
同法
第三条第二項第二号に規定する事業計画(変更された場合にあっては変更後のもの。)のうち航路、当該船舶の明細、運航時刻及び運航の時事に関する部分を記載した書面

第五条第一項の規定による特定港内の区域及びこれに停泊すべき船舶は、別表第一のとおりとする。
2 前項に定めるもののほか、この省令における特定港内の区域については、別表第一の港の名

称の区分の欄ごとに、それぞれ同表の港区の欄及び境界の欄に掲げるとおりとする。(びよう地の指定)

第四条
第五条第二項の国土交通省令の定める船舶は、総トン数五百トン(関門港若松区においては、総トン数三百トン)以上の船舶(阪神港尼崎西宮芦屋区に停泊しようとする船舶を除く。)とする。
2 港長は、特に必要があると認めるときは、前項に規定する船舶以外の船舶に対してもびよう地の指定をすることができる。

第五条第二項の国土交通省令の定める特定港は、京浜港、阪神港及び関門港とする。

第五条第五項の規定により、特定港の係留施設の管理者は、当該係留施設を総トン数五百トン(関門港若松区においては、総トン数三百トン)以上の船舶の係留の用に供するときは、次に掲げる事項を港長に届けなければならぬ。
一 係留の用に供する係留施設の名称
二 係留の用に供する時期又は期間
三 係留する船舶の国籍、船種、船名、総トン数、長さ及び最大喫水
四 係留する船舶の揚荷又は積荷の種類及び数量

第五条 特定港の係留施設の管理者は、次の各号のいずれかに該当する船舶の係留の用に供するときは、前項の届出をすることを要しない。
一 第一条第四項の規定により、同項本文の書面を港長に提出している船舶
二 第二条第三号の規定により、同号の書面(港長の指示する入港実績報告書を除く。)を港長に提出している船舶

第五条 港長は、係留施設の使用に関する私設信号の許可をしたときは、これを海上保安庁長官に速やかに報告しなければならない。
2 びよう地の指定その他港内における船舶交通の安全の確保に関する船舶と港長との間の無線通信による連絡についての必要な事項は、海上保安庁長官が定める。

3 海上保安庁長官は、第一項の報告を受けたとき及び前項の連絡についての必要な事項を定めたときは、これを告示しなければならない。
(停泊の制限)

第六条 船舶は、港内においては、次に掲げる場所にみだりにびよう泊又は停留してはならない。
一 ふ頭、棧橋、岸壁、係船浮標及びドックの付近
二 河川、運河その他狭い水路及び船だまりの入口付近

第七条 港内に停泊する船舶は、異常な気象又は海象により、当該船舶の安全の確保に支障が生ずるおそれがあるときは、適当な予備びようを投下する準備をしなければならない。この場合において汽船は、更に蒸気の発生その他直ちに運航できるように準備をしなければならない。
(航路)

第八条

第十二条

の規定による特定港内の航路は、別表第二のとおりとする。

2 前項に定めるもののほか、この省令における特定港内の航路については、別表第二の上欄に掲げる港の名称の区分ごとに、それぞれ同表の中欄に掲げるとおりとする。

第八条の二

第十四条の二

の規定による指示は、次の表の上欄に掲げる航路ごとに、同表の下欄に掲げる場合において、海上保安庁長官が告示で定めるところにより、VHF無線電話その他の適切な方法により行うものとする。

航路	危険を生ずるおそれのある場合
仙台塩釜港航路	視程が五百メートル以下の状態で、総トン数五百トン以上の船舶が航路を航行する場合
京浜港横浜航路	船舶の円滑な航行を妨げる停留その他の行為をしている船舶と航路を航行する長さ五十メートル以上の他の船舶(総トン数五百トン未満の船舶を除く。)との間に安全な間隔を確保することが困難となるおそれがある場合
関門港航路	次の各号のいずれかに該当する場合 一 視程が五百メートル以下の状態である場合 二 早瀬瀬戸において潮流を遡って航路を航行する船舶が潮流の速度に四ノットを加えた速力(対水速力)をいう。以下この表及び第三十八条において同じ。以上の速力を保つことができずに航行するおそれがある場合
関門第二航路	視程が五百メートル以下の状態である場合
砂津航路	
戸畑航路	
若松航路	
奥洞海航路	
安瀬航路	

第十八条第二項

の国土交通省令で定める船舶交通が著しく混雑する特定港は、千葉港、京浜港、名古屋港、四日市港(第一航路及び午起航路に限る。以下この条において同じ。)、阪神港(尼崎西宮芦屋区を除く。以下この条において同じ。)、及び関門港(響新港区を除く。以下この条において同じ。))とし、同項の国土交通省令で定めるトン数は、千葉港、京浜港、名古屋港、四日市港及び阪神港においては総トン数五百トン、関門港においては総トン数三百トンとする。

第八条の四

第十八条第三項

の国土交通省令で定める様式の標識は、国際信号旗数字旗1とする。

(えい航の制限)

第九条 船舶は、特定港内において、他の船舶その他の物件を引いて航行するときは、引船の船首から被えい物件の後端までの長さは二百メートルを超えてはならない。
港長は、必要があると認めるときは、前項の制限を更に強化することができる。

(縫航の制限)

第十条 帆船は、特定港の航路内を縫航してはならない。
(進路の表示)

第十一条 船舶は、港内又は港の境界付近を航行するときは、進路を他の船舶に知らせるため、海上保安庁長官が告示で定める記号を、船舶自動識別装置の目的地に関する情報として送信していなければならない。ただし、船舶自動識別装置を備えていない場合及び船員法施行規則(昭和二十二年運輸省令第二十三号)第三条の十六

ただし書の規定により船舶自動識別装置を作動させていない場合においては、この限りではない。

2 船舶は、釧路港、苫小牧港、函館港、秋田船川港、鹿島港、千葉港、京浜港、新潟港、名古屋港、四日市港、阪神港、水島港、関門港、博多港、長崎港又は那覇港の港内を航行するときは、前しようその他の見やすい場所に海上保安庁長官が告示で定める信号旗を掲げて進路を表示するものとする。ただし、当該船舶が当該信号旗を有しない場合又は夜間においては、この限りでない。

(危険物の種類)

第十二条

第二十一条第二項の規定による危険物の種類は、危険物船舶運送及び貯蔵規則(昭和三十三年運輸省令第三十号)第二条第一号に定める危険物及び同条第一号の二に定めるばら積み液体危険物のうち、これらの性質、危険の程度等を考慮して告示で定めるものとする。

(許可の申請)

第十三条

第二十二條

ただし書の規定による許可の申請は、停泊の目的及び期間、停泊を希望する場所並びに危険物の種類、数量及び保管方法を記載した申請書によりしなければならない。

第十四條

第二十三條第一項

の規定による許可の申請は、作業の種類、期間及び場所並びに危険物の種類及び数量を記載した申請書によりしなければならない。

第十五條

第二十三條第四項

の規定による許可の申請は、運搬の期間及び区間並びに危険物の種類及び数量を記載した申請書によりなければならない。

第二十九條

()

第四十三條の規定により準用する場合を含む。)の規定による許可の申請は、私設信号の目的、方法及び内容並びに使用期間を記載した申請書によりしなければならない。

第十六條

第三十一條第一項

()

第四十三條

の規定により準用する場合を含む。)の規定による許可の申請は、工事又は作業の目的、方法、期間及び区域又は場所を記載した申請書によりしなければならない。

第十七條

第三十二條

の規定による許可の申請は、行事の種類、目的、方法、期間及び区域又は場所を記載した申請書によりしなければならない。

第十八條

の規定による許可の申請は、行事の種類、目的、方法、期間及び区域又は場所を記載した申請書によりしなければならない。

法 第三十四条第一項
の規定による許可の申請は、貨物の種類及び数量、目的、方法、期間及び場所又は区域若しくは区間を記載した申請書によりしなればならない。

法 第三十八条第五項
の規定により準用する場合を含む。）の信号所の位置並びに信号の方法及び意味は、別表第四のとおりとする。

法 第三十八條第四項
の国土交通省令で定める水路は、次の各号に掲げる港ごとに、それぞれ当該各号に掲げるものとする。

- 一 千葉港 千葉航路及び市原航路
- 二 京浜港 東京東航路、東京西航路、鶴見航路、京浜運河、川崎航路及び横浜航路
- 三 名古屋港 東水路、西水路及び北水路

法 第三十三條
の規定による特定港内の区域及び船舶の長さ

法 第三十二條の二
（船舶交通の制限等）

法 第三十八條第一項
（）

法 第四十三條
の規定により準用する場合を含む。）の国土交通省令で定める水路並びに

法 第三十八條第五項
（）

法 第四十三條
の規定により準用する場合を含む。）の信号所の位置並びに信号の方法及び意味は、別表第四のとおりとする。

法 第三十八條第四項
の国土交通省令で定める水路は、次の各号に掲げる港ごとに、それぞれ当該各号に掲げるものとする。

- 一 千葉港 千葉航路及び市原航路
- 二 京浜港 東京東航路、東京西航路、鶴見航路、京浜運河、川崎航路及び横浜航路
- 三 名古屋港 東水路、西水路及び北水路

法 第三十三條
の規定による特定港内の区域及び船舶の長さ

法 第三十二條の二
（船舶交通の制限等）

法 第三十八條第一項
（）

法 第四十三條
の規定により準用する場合を含む。）の信号所の位置並びに信号の方法及び意味は、別表第四のとおりとする。

- 一 千葉港 千葉航路及び市原航路
- 二 京浜港 東京東航路、東京西航路、鶴見航路、京浜運河、川崎航路及び横浜航路
- 三 名古屋港 東水路、西水路及び北水路

法 第三十八條第四項
の規定により
同条第二項
に規定する船舶の運行に関し指示することができ

一 水路を航行する予定時刻を変更すること。

二 船舶局のある船舶にあつては、水路入航予定時刻の三時間前から当該水路から水路外に出るときまでの間における海上保安庁との連絡を保持すること。

三 当該船舶の進路を警戒する船舶又は航行を補助する船舶を配備すること。

四 前各号に掲げるもののほか、当該船舶の運行に関し必要と認められる事項に関すること。

法 第三十二條の三
（港長による情報の提供）

法 第四十一條第一項
の国土交通省令で定める航路及び当該航路の周辺の国土交通省令で定める特定港内の区域は、別表第五のとおりとする。

法 第四十一條第一項
の規定による情報の提供は、海上保安庁長官が告示で定めるところにより、VHF無線電話により行うものとする。

法 第四十一條第一項
の規定による情報は、次に掲げる情報とする。

- 一 特定船舶が第一項に規定する航路及び特定港内の区域において適用される交通方法に従わないで航行するおそれがあると認められる場合における、当該交通方法に関する情報
- 二 船舶の沈没、航路標識の機能の障害その他の船舶交通の障害であつて、特定船舶の航行の安全に著しい支障を及ぼすおそれのあるものの発生に関する情報
- 三 特定船舶が、工事又は作業が行われている海域、水深が著しく浅い海域その他の特定船舶が安全に航行することが困難な海域に著しく接近するおそれがある場合における、当該海域に関する情報
- 四 他の船舶の進路を避けることが容易でない船舶であつて、その航行により特定船舶の航行の安全に著しい支障を及ぼすおそれのあるものに関する情報
- 五 特定船舶が他の特定船舶に著しく接近するおそれがあると認められる場合における、当該他の特定船舶に関する情報
- 六 前各号に掲げるもののほか、特定船舶において聴取することが必要と認められる情報（情報の聴取が困難な場合）

法 第四十一條第二項
の国土交通省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- 一 VHF無線電話を備えていない場合
- 二 電波の伝播障害等によりVHF無線電話による通信が困難な場合
- 三 他の船舶等とVHF無線電話による通信を行っていない場合

法 第二十條の五
（航法の遵守及び危険の防止のための勧告）

法 第四十二條第一項
の規定による勧告は、海上保安庁長官が告示で定めるところにより、VHF無線電話その他の適切な方法により行うものとする。

法 第四十三條
に規定する管区海上保安本部の事務所は、海上保安庁組織規則

法 第三十八條
（平成十三年国土交通省令第四号）
に規定する海上保安監部、海上保安部又は海上保安航空基地とする。

法 第二十條の七
（指定港非常災害発生周知措置がとられた際の海上保安庁長官による情報の提供）

法 第四十五條第一項
の規定による情報の提供は、海上保安庁長官が告示で定めるところにより、VHF無線電話により行うものとする。

法 第四十五條第一項
の規定による情報は、次に掲げる情報とする。

- 一 非常災害の発生に関する情報
- 二 船舶交通の制限の実施に関する情報
- 三 船舶の沈没、航路標識の機能の障害その他の船舶交通の障害であつて、指定港内船舶（）の船舶交通の障害を及ぼすおそれのあるものに関する情報
- 四 指定港内船舶が、船舶のびよう泊により著しく混雑する海域、水深が著しく浅い海域その他の指定港内船舶が航行の安全を確保することが困難な海域に著しく接近するおそれがある場合における、当該海域に関する情報
- 五 前各号に掲げるもののほか、指定港内船舶が航行の安全を確保するために聴取することが必要と認められる情報
- 六 指定港非常災害発生周知措置がとられた際の情報の聴取が困難な場合）

- 一 非常災害の発生に関する情報
- 二 船舶交通の制限の実施に関する情報
- 三 船舶の沈没、航路標識の機能の障害その他の船舶交通の障害であつて、指定港内船舶（）の船舶交通の障害を及ぼすおそれのあるものに関する情報
- 四 指定港内船舶が、船舶のびよう泊により著しく混雑する海域、水深が著しく浅い海域その他の指定港内船舶が航行の安全を確保することが困難な海域に著しく接近するおそれがある場合における、当該海域に関する情報
- 五 前各号に掲げるもののほか、指定港内船舶が航行の安全を確保するために聴取することが必要と認められる情報
- 六 指定港非常災害発生周知措置がとられた際の情報の聴取が困難な場合）

当する場合には、他の船舶を追い越すことができる。

一 当該他の船舶が自船を安全に通過させるための動作をとることを必要としないとき。
二 自船以外の船舶の進路を安全に避けられるとき。

2 前項の規定により汽船が他の船舶の右舷側を航行して追い越そうとするときは、汽笛又はサイレンをもって長音一回に引き続いて短音一回を、その左舷側を航行して追い越そうとするときは、長音一回に引き続いて短音二回を吹き鳴らさなければならぬ。

3 前項の規定は、東京第一区及び東京都河川運河水面において、汽船が他の船舶を追い越そうとする場合に準用する。

4 総トン数五百トン以上の船舶は、十三号地その二東端から中央防波堤内側内質ふ頭岸壁北端（北緯三十五度三十六分二十五秒東経百三十九度四十七分五十五秒）まで引いた線を超えて十三号地その二南東側海面を西行してはならない。

第二十七条の三 船舶は、川崎第一区及び横浜第四区においては、他の船舶を追い越してはならない。ただし、前条第一項中「東京西航路」とあるのを「川崎第一区及び横浜第四区」と読み替えて適用した場合に同項各号のいずれにも該当する場合は、この限りでない。

2 総トン数五百トン以上の船舶は、京浜運河を通り抜けてはならない。

3 総トン数千トン以上の船舶は、塩浜信号所から二百三十九度三十分千メートルの地点から百五十二度に東扇島まで引いた線を超えて京浜運河を西行してはならない。

4 総トン数千トン以上の船舶は、京浜運河において、午前六時三十分から午前九時までの間は、船首を回転してはならない。

（航行に関する注意）

第二十八条 京浜運河から他の運河に入航し、又は他の運河から京浜運河に入航しようとする汽船は、京浜運河と当該他の運河との接続点の手前百五十メートルの地点に達したときは、汽笛又はサイレンをもって長音一回を吹き鳴らさなければならぬ。

で、川崎第一区又は横浜第四区を出航して鶴見航路又は川崎航路を航行しようとするときはそれぞれ境運河前面水域又は東扇島二十六号岸壁前面水域で汽笛又はサイレンをもって長音を二回吹き鳴らさなければならぬ。

2 長さ百五十メートル（油送船にあっては、総トン数千トン）以上の船舶は、東京東航路を航行して入航し、又は出航しようとするときは、

法 第三十八条第二項 各号に掲げる事項（同項第三号に掲げる事項は、入航しようとするときであつては当該航路入口付近に達する予定時刻とし、出航しようとするときであつては運航開始予定時刻とする。）を、それぞれ入航予定日又は運航開始予定日の前日正午までに港長に通報しなければならぬ。

3 長さ三百メートル（油送船にあっては、総トン数五千トン）以上の船舶は、東京西航路を航行して入航し、又は出航しようとするときは、

法 第三十八条第二項 各号に掲げる事項（同項第三号に掲げる事項は、入航しようとするときであつては当該航路入口付近に達する予定時刻とし、出航しようとするときであつては運航開始予定時刻とする。）を、それぞれ入航予定日又は運航開始予定日の前日正午までに港長に通報しなければならぬ。

4 総トン数千トン以上の船舶は、鶴見航路若しくは川崎航路を航行して入航し、又は川崎第一区及び横浜第四区において移動し（京浜運河以外の水域内において移動するときは除く。）若しくは鶴見航路若しくは川崎航路を航行して出航しようとするときは、

法 第三十八条第二項 各号に掲げる事項（同項第三号に掲げる事項は、入航しようとするときであつてはそれぞれ当該航路入口付近に達する予定時刻とし、移動し、又は出航しようとするときであつては運航開始予定時刻とする。）を、それぞれ入航予定日又は運航開始予定日の前日正午までに港長に通報しなければならぬ。

5 長さ百六十メートル（油送船にあっては、総トン数千トン）以上の船舶は、横浜航路を航行して入航し、又は出航しようとするときは、

法 第三十八条第二項 各号に掲げる事項（同項第三号に掲げる事項は、入航しようとするときであつては当該航路入口付近に達する予定時刻とし、出航しようとするときであつては運航開始予定時刻とする。）を、それぞれ入航予定日又は運航開始予定日の前日正午までに港長に通報しなければならぬ。

6 第二項から前項までの事項を通報した船舶は、当該事項に変更があつたときは、直ちに、その旨を港長に通報しなければならぬ。

第二節の二 名古屋港（特定航法）

第二十九条の二 第二十七条の二第一項及び第二項の規定は、東航路、西航路（西航路北側線西側屈曲点から百三十五度に引いた線の両側それぞれ五百メートル以内の部分を除く。）及び北航路において、船舶（同条第二項を準用する場合にあっては、汽船）が他の船舶を追い越そうとする場合に準用する。

2 船舶が第一項に規定する航路の部分を行くしているときは、その付近にある他の船舶は、航路外から航路に入り、航路から航路外に出、又は航路を横切つて航行してはならない。

3 総トン数五百トン未満の船舶は、東航路、西航路及び北航路においては、航路の右側を航行しなければならぬ。

4 東航路を航行する船舶と西航路又は北航路を航行する船舶とが出会うおそれのある場合は、西航路又は北航路を航行する船舶は、東航路を航行する船舶の進路を避けなければならない。

5 西航路を航行する船舶（西航路を航行して東航路に入った船舶を含む。以下この項において同じ。）と北航路を航行する船舶（北航路を航行して東航路に入った船舶を含む。以下この項において同じ。）とが東航路において出会うおそれのある場合は、西航路を航行する船舶は、北航路を航行する船舶の進路を避けなければならない。

の項及び別表第四において「東水路」というものを航行して入航し、又は出航しようとするときは、

法 第三十八条第二項 各号に掲げる事項（同項第三号に掲げる事項は、入航しようとするときであつては東水路入口付近に達する予定時刻とし、出航しようとするときであつては運航開始予定時刻とする。）を、それぞれ入航予定日又は運航開始予定日の前日正午までに港長に通報しなければならぬ。

2 長さ百七十五メートル（油送船にあっては、総トン数五千トン）以上の船舶は、次に掲げる水路を航行して入航し、又は出航しようとするときは、

法 第三十八条第二項 各号に掲げる事項（同項第三号に掲げる事項は、入航しようとするときであつてはそれぞれ当該水路入口付近に達する予定時刻とし、出航しようとするときであつては運航開始予定時刻とする。）を、それぞれ入航予定日又は運航開始予定日の前日正午までに港長に通報しなければならぬ。

一 西水路（名古屋港高潮防波堤中央堤西灯台（北緯三十五度三十四分東経百三十六度四十八分六秒）から二百二十九度二千四百四十メートルの地点から百二十八度に引いた線と西航路北側線西側屈曲点から百三十五度に引いた線との間の同航路をいう。別表第四において同じ。）

二 北水路（金城信号所から百七十五度三十分七百五十メートルの地点から百二十三度三十分分に引いた線以北の北航路をいう。別表第四において同じ。）

3 前二項の事項を通報した船舶は、当該事項に変更があつたときは、直ちに、その旨を港長に通報しなければならぬ。

第二節の三 四日市港（特定航法）

第二十九条の四 四日市港において、第一航路を航行する船舶と午起航路を航行する船舶とが出会うおそれのある場合は、午起航路を航行する船舶は、第一航路を航行する船舶の進路を避けなければならない。

(航行に関する注意)
第二十九條の五 総トン数三千トン以上の船舶は、第一航路を航行して入航し、又は第一航路若しくは午起航路を航行して出航しようとするときは、

法
第三十八條第二項
各号に掲げる事項(同項第三号に掲げる事項は、入航しようとするときであつては第一航路入口付近に達する予定時刻とし、出航しようとするときにあつては運航開始予定時刻とする)を、それぞれ入航予定日又は運航開始予定日の前日正午までに港長に通報しなければならない。

2 前項の事項を通報した船舶は、当該事項に変更があつたときは、直ちに、その旨を港長に通報しなければならない。
第三節 阪神港
(停泊の制限)

第三十條 船舶は、阪神港大阪区河川運河水面(大阪北港北灯台(北緯三十四度四十分二十四秒東経百三十五度二十四分九秒)から百三度七百三十メートルの地点から九十九度に対岸まで引いた線、天保山記念碑と桜島入堀西岸南端とを結んだ線、第三突堤第八号岸壁東端(北緯三十四度三十八分五十一秒東経百三十五度二十七分六秒)から百一度三十分に対岸まで引いた線、木津川口両突堤を結んだ線及び木津川運河西口両突堤を結んだ線からそれぞれ上流の港域内の河川及び運河水面をいう。以下同じ。)において、兩岸から河川幅又は運河幅の四分の一以内の水域に停泊し、又は係留しなければならない。

2 阪神港神戸区防波堤内において、はしけを岸壁、棧橋又は突堤に係留中の船舶の船側に係留するときは三縦列を、その他の船舶の船側に係留するときは三縦列を超えてはならない。
(えい航の制限)
第三十一條 船舶は、阪神港大阪区防波堤内において、汽艇等を引くときは、第九條第一項の規定にかかわらず、次の制限に従わなければならない。

一 阪神港大阪区河川運河水面(木津川運河水面を除く。)においては、引船の船首から最後の汽艇等の船尾までの長さが百二十メートルを超えないこと。
二 木津川運河水面においては、引船の船首から最後の汽艇等の船尾までの長さが八十メートルを超えないこと。

(特定航法)
第三十二條 第二十七條の二第二項の規定は、阪神港大阪区河川運河水面において、汽船が他の船舶を追い越そうとする場合に準用する。
(航行に関する注意)

第三十三條 総トン数三百トン以上の船舶は、大船橋以西の木津川運河を航行して入航し、又は出航しようとするときは、

法
第三十八條第二項
各号に掲げる事項(同項第三号に掲げる事項は、入航しようとするときにあつては木津川運河入口付近に達する予定時刻とし、出航しようとするときにあつては運航開始予定時刻とする)を、それぞれ入航予定日又は運航開始予定日の前日正午までに港長に通報しなければならない。

2 総トン数五千トン以上の船舶は、第一号の地点から第三号の地点までを順次に結んだ線と第四号の地点から第六号の地点までを順次に結んだ線との間の海面(以下この項及び別表第四において「南港水路」という。)を航行して入航し、又は出航しようとするときは、

法
第三十八條第二項
各号に掲げる事項(同項第三号に掲げる事項は、入航しようとするときにあつては南港水路入口付近に達する予定時刻とし、出航しようとするときにあつては運航開始予定時刻とする)を、それぞれ入航予定日又は運航開始予定日の前日正午までに港長に通報しなければならない。

一 大阪南港北防波堤灯台(北緯三十四度三十分四十三秒東経百三十五度二十三分四十八秒)から百三度五十七メートルの地点
二 大阪南港北防波堤灯台から二百三十三度七十七メートルの地点
三 大阪南港北防波堤灯台から二百九十八度三十分五十二メートルの地点
四 大阪南港北防波堤灯台から百四十一度六百六十メートルの地点
五 大阪南港北防波堤灯台から二百四度三百八十メートルの地点
六 大阪南港北防波堤灯台から二百六十九度三十分六十二メートルの地点
総トン数三千トン以上の船舶は、堺信号所から三百一度二千五百四十四メートルの地点から二

十九度引いた線(東の堺航路(以下この項及び別表第四において「堺水路」という。))を航行して堺泉北第二区若しくは堺泉北第三区に入航し、又は堺泉北第二区若しくは堺泉北第三区を出航しようとするときは、

法
第三十八條第二項
各号に掲げる事項(同項第三号に掲げる事項は、入航しようとするときにあつては堺水路入口付近に達する予定時刻とし、出航しようとするときにあつては運航開始予定時刻とする)を、それぞれ入航予定日又は運航開始予定日の前日正午までに港長に通報しなければならない。

4 総トン数一万トン以上の船舶は、浜寺信号所から二百六十二度四十分二十七秒五十五メートルの地点から百八十一度引いた線(東の浜寺航路(以下この項及び別表第四において「浜寺水路」という。))を航行して入航し、又は出航しようとするときは、

法
第三十八條第二項
各号に掲げる事項(同項第三号に掲げる事項は、入航しようとするときにあつては浜寺水路入口付近に達する予定時刻とし、出航しようとするときにあつては運航開始予定時刻とする)を、それぞれ入航予定日又は運航開始予定日の前日正午までに港長に通報しなければならない。

5 総トン数四万トン(油送船にあつては、千トン)以上の船舶は、神戸中央航路を航行して入航し、又は出航しようとするときは、

法
第三十八條第二項
各号に掲げる事項(同項第三号に掲げる事項は、入航しようとするときにあつては当該航路入口付近に達する予定時刻とし、出航しようとするときにあつては運航開始予定時刻とする)を、それぞれ入航予定日又は運航開始予定日の前日正午までに港長に通報しなければならない。
前各項の事項を通報した船舶は、当該事項に変更があつたときは、直ちに、その旨を港長に通報しなければならない。
第三節の二 水島港
(航行に関する注意)
第三十三條の二 長さ二百メートル以上の船舶は、港内航路を航行して入航し、又は出航しようとするときは、

法
第三十八條第二項
各号に掲げる事項(同項第三号に掲げる事項は、入航しようとするときにあつては当該航路入口付近に達する予定時刻とし、出航しようとするときにあつては運航開始予定時刻とする)を、それぞれ入航予定日又は運航開始予定日の前日正午までに港長に通報しなければならない。

2 前項の事項を通報した船舶は、当該事項に変更があつたときは、直ちに、その旨を港長に通報しなければならない。
第四節 尾道糸崎港
(停泊の制限)

第三十四條 尾道糸崎港第三区においては、船舶を岸壁又は棧橋に係留中の船舶の船側に係留してはならない。
第五節 広島港
(特定航法)

第三十五條 第二十七條の二第一項及び第二項の規定は、航路において、船舶(同条第二項を準用する場合にあつては、汽船)が他の船舶を追い越そうとする場合に準用する。
第六節 関門港
(びよう泊の方法)

第三十六條 港長は、必要があると認めるときは、関門港内にびよう泊する船舶に対し、及びよう泊を命ずることができる。
第三十七條 船舶は、関門航路において、汽艇等を引くときは、第九條第一項の規定によるほか、一縦列にしなければならない。
(特定航法)

第三十八條 船舶は、関門港においては、次の航法によらなければならない。
一 関門航路及び関門第二航路を航行する汽船は、できる限り、航路の右側を航行すること。
二 田野浦区から関門航路にようとする汽船は、門司埼灯台(北緯三十三度五十七分四十四秒東経百三十五度五十七分四十七秒)から六十七度千九百八十八メートルの地点から三百二十一度三十分引いた線(東の航路)から入航すること。
三 早瀬瀬戸を西行しようとする総トン数百トン未満の汽船は、前二号に規定する航法によらないことができる。この場合においては、

できるだけ門司崎に近寄って航行し、他の船舶に行き会ったときは、右舷を相対して航過すること。

四 第一号の規定により早瀬瀬戸を東行する汽船は、前号の規定により同瀬戸を航行する汽船を常に右舷に見て航過すること。

五 潮流を遡り早瀬瀬戸を航行する汽船は、潮流の速度に四ノットを加えた速力以上の速力を保つこと。

六 若松航路及び奥洞海航路においては、総トン数五百トン以上の船舶は航路の中央部を、その他の船舶は、航路の右側を航行すること。

七 関門航路を航行する船舶と砂津航路、戸畑航路、若松航路又は関門第二航路（以下この号において「砂津航路等」という。）を航行する船舶とが出会うおそれのある場合は、砂津航路等を航行する船舶は、関門航路を航行する船舶の進路を避けること。

八 関門第二航路を航行する船舶と安瀬航路を航行する船舶とが出会うおそれのある場合は、安瀬航路を航行する船舶は、関門第二航路を航行する船舶の進路を避けること。

九 関門第二航路を航行する船舶と若松航路を航行する船舶とが関門航路において出会うおそれのある場合は、若松航路を航行する船舶は、関門第二航路を航行する船舶の進路を避けること。

十 戸畑航路を航行する船舶と若松航路を航行する船舶とが関門航路において出会うおそれのある場合は、若松航路を航行する船舶は、戸畑航路を航行する船舶の進路を避けること。

十一 若松航路を航行する船舶と奥洞海航路を航行する船舶とが出会うおそれのある場合は、奥洞海航路を航行する船舶は、若松航路を航行する船舶の進路を避けること。

十二 第二十七条の第二項及び第二項の規定は、関門航路（関門橋西側線と火ノ山下潮流信号所（北緯三十三度五十八分六秒東経百三十三度五十七分四十一秒）から百三十度引いた線との間の関門航路（第四十条第一項及び別表第四において「早瀬瀬戸水路」という。）を除く。）において、船舶（第二十七条の第二項を準用する場合にあっては、汽船）が他の船舶を追い越そうとする場合に準用する。

第三十九条 汽艇等その他の物件を引いている船舶は、若松航路のうち、若松港口信号所から百

十度三十分百九十五メートルの地点から百六十四度引いた線と同信号所から二百二十三度千八百三十五メートルの地点から三百十一度三十分引いた線との間の航路を横断してはならない。

（航行に関する注意）

第四十条 総トン数一万トン（油送船にあっては、三千トン）以上の船舶は、早瀬瀬戸水路を航行しようとするときは、

法 第三十八条第二項 各号に掲げる事項（同項第三号に掲げる事項は、早瀬瀬戸水路入口付近に達する予定時刻とする。）を通航予定日の前日正午までに港長に通報しなければならない。

2 総トン数三百トン以上の船舶は、若松港口信号所から百八十四度三十分千三百三十五メートルの地点から三百四十九度引いた線以西の若松航路（以下この項及び別表第四において「若松水路」という。）を航行して入航し、又は若松水路若しくは奥洞海航路を航行して出航しようとするときは、

法 第三十八条第二項 各号に掲げる事項（同項第三号に掲げる事項は、入航しようとするときにあっては若松水路入口付近に達する予定時刻とし、出航しようとするときにあっては運航開始予定時刻とする。）を、それぞれ入航予定日又は運航開始予定日の前日正午までに港長に通報しなければならない。

3 前二項の事項を通報した船舶は、当該事項に変更があったときは、直ちに、その旨を港長に通報しなければならない。

第四十一条 帆船は、門司区、下関区、西山区及び若松区を縫航してはならない。

第七節 高松港 第四十二条 船舶は、朝日町防波堤、高松港朝日町防波堤灯台（北緯三十四度二十一分三十八秒東経百三十四度三十三秒）から高松港玉藻防波堤灯台（北緯三十四度二十一分四十一秒東経百三十四度三分六秒）まで引いた線、玉藻地区玉藻防波堤、北浜町北東端から三十七度引いた線及び陸岸により囲まれた海面（航路を除く。）において、次に掲げる場合を除いては、

びよう泊し、又はえい航している船舶その他の物件を放してはならない。

一 海難を避けようとするとき。
二 運転の自由を失ったとき。
三 人命又は急迫した危険のある船舶の救助に従事するとき。

法 第三十一条 の規定による港長の許可を受けて工事又は作業に従事するとき。

第八節 高知港 第四十三条 総トン数千トン（油送船にあっては、五百トン）以上の船舶は、高知港御豊瀬灯台（北緯三十三度三十分二十六秒東経百三十三度三十三分三十四秒）から九十度引いた線以南の航路（以下この項及び別表第四において「高知水路」という。）を航行して入航し、又は出航しようとするときは、

法 第三十八条第二項 各号に掲げる事項（同項第三号に掲げる事項は、入航しようとするときにあっては高知水路入口付近に達する予定時刻とし、出航しようとするときにあっては運航開始予定時刻とする。）を、それぞれ入航予定日又は運航開始予定日の前日正午までに港長に通報しなければならない。

2 前項の事項を通報した船舶は、当該事項に変更があったときは、直ちに、その旨を港長に通報しなければならない。

第九節 博多港 第四十四条 博多港において、中央航路を航行する船舶と東航路を航行する船舶とが出会うおそれのある場合は、東航路を航行する船舶は、中央航路を航行する船舶の進路を避けなければならない。

第十節 長崎港 第四十五条 帆船は、長崎港第一区及び第二区を縫航してはならない。

第十一節 佐世保港 第四十六条 総トン数五百トン以上の船舶は、金比羅山山頂（百一メートル）から高崎鼻まで引

いた線以西の航路（以下この項及び別表第四において「佐世保水路」という。）を航行して入航し、又は出航しようとするときは、

法 第三十八条第二項 各号に掲げる事項（同項第三号に掲げる事項は、入航しようとするときにあっては佐世保水路入口付近に達する予定時刻とし、出航しようとするときにあっては運航開始予定時刻とする。）を、それぞれ入航予定日又は運航開始予定日の前日正午までに港長に通報しなければならない。

2 前項の事項を通報した船舶は、当該事項に変更があったときは、直ちに、その旨を港長に通報しなければならない。

第十二節 細島港 第四十七条 日向製錬所護岸北東端から八十四度五百メートルの地点まで引いた線（以下この節において「A線」という。）、東ソー日向株式会社護岸南東端（北緯三十二度二十六分二十八秒東経百三十一度三十八分五十九秒）から百二十九度三百メートルの地点まで引いた線（以下この節において「B線」という。）及びB線以北の陸岸により囲まれた海面において、船舶を他の船舶の船側に係留してはならない。

2 B線及び陸岸により囲まれた海面並びに番所鼻東端から零度引いた線（以下この節において「C線」という。）及び陸岸により囲まれた海面（漁船船だまりを除く。次条において同じ。）において、船舶を他の船舶の船側に係留するときは、三縦列を超えてはならない。

3 総トン数五百トン以上の船舶は、前二項に規定する海面においては、船尾のみを係留施設に係留してはならない。

第四十八条 船舶は、A線及び陸岸により囲まれた海面（航路を除く。）並びにC線及び陸岸により囲まれた海面においては、次に掲げる場合を除いては、びよう泊し、又はえい航している船舶その他の物件を放してはならない。

一 海難を避けようとするとき。
二 運転の自由を失ったとき。
三 人命又は急迫した危険のある船舶の救助に従事するとき。

法 第四

法

第三十一条

の規定による港長の許可を受けて工事又は作業に従事するとき。

第十三節 那覇港 (びよう泊等の制限)

第四十九条 船舶は、那覇港新港第一防波堤南灯台(北緯二十六度十三分二十七秒東経百二十七度三十九分六秒)から百二十八度千四百四十五メートルの地点から三百九度七百八十五メートルの地点まで引いた線、同地点から二百十九度三百メートルの地点まで引いた線、同地点から那覇港右舷灯台(北緯二十六度十二分四十八秒東経百二十七度三十九分四十七秒)まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに国場川明治橋下流の河川水面(次条第一項及び別表第四において「那覇水路」という。)においては、次に掲げる場合を除いては、びよう泊し、又はえい航している船舶その他の物件を放してはならない。

- 一 海難を避けようとするとき。
二 運転の自由を失ったとき。
三 人命又は急迫した危険のある船舶の救助に従事するとき。

法 第三十一条

の規定による港長の許可を受けて工事又は作業に従事するとき。

第五十条 (航行に関する注意)

総トン数五百トン以上の船舶は、那覇水路を航行して入航し、又は出航しようとするときは、

法 第三十八条第二項

各号に掲げる事項(同項第三号に掲げる事項は、入航しようとするときであつては那覇水路入口付近に達する予定時刻とし、出航しようとするときにあつては運航開始予定時刻とする。)を、それぞれ入航予定日又は運航開始予定日の前日正午までに港長に通報しなければならない。

2 前項の事項を通報した船舶は、当該事項に変更があつたときは、直ちに、その旨を港長に通報しなければならない。

附 則

1 この省令は、港則法

施行の日(昭和二十三年七月十六日)から、これを適用する。

2 開港港則施行規則(昭和二年通信省令第七号)は、これを廃止する。

3 開港港則(明治三十一年勅令第三百三十九号)及び開港港則施行規則の規定によりした処分、手続その他の行為は

法 及びこの省令中にこれに相当する規定がある場合には、

法 及びこの省令の規定によりこれをしたものとみなす。

附 則 (昭和二十四年六月一日運輸省令第一九号)

この省令は、公布の日から施行し、昭和二十四年五月二十四日から適用する。

附 則 (昭和二十四年一月二日運輸省令第七〇号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和二十五年四月一〇日運輸省令第二一〇号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和二十五年九月一五日運輸省令第六九号)

この省令は、公布の日から施行し、昭和二十五年六月一日から適用する。

附 則 (昭和二十七年九月二四日運輸省令第八三三号)

この省令は、昭和二十七年十月一日から施行する。

附 則 (昭和二十八年一月二二日運輸省令第八〇号)

この省令は、昭和二十九年一月一日から施行する。

附 則 (昭和二十九年七月二三日運輸省令第四三三号)

この省令は、昭和二十九年八月十日から施行する。

附 則 (昭和三十一年一月一六日運輸省令第二二〇号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和三十三年六月六日運輸省令第二二二号)

この省令は、昭和三十三年六月十日から施行する。

1 (施行期日) この省令は、昭和三十二年十一月一日から施行する。

附 則 (昭和三十三年六月五日運輸省令第二〇〇号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和三十四年四月二七日運輸省令第一七〇号)

この省令は、昭和三十四年五月一日から施行する。

附 則 (昭和三十五年五月二〇日運輸省令第一八〇号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和三十六年五月二六日運輸省令第三一〇号)

この省令は、昭和三十六年六月十五日から施行する。

附 則 (昭和三十七年六月三〇日運輸省令第三五〇号)

この省令は、昭和三十七年七月一日から施行する。

附 則 (昭和三十七年二月二六日運輸省令第六五〇号)

この省令は、昭和三十八年一月十五日から施行する。

附 則 (昭和三十八年三月二八日運輸省令第五〇〇号)

この省令は、昭和三十八年四月一日から施行する。

附 則 (昭和三十八年六月二五日運輸省令第三〇〇号)

この省令は、昭和三十八年七月一日から施行する。

附 則 (昭和三十八年七月三〇日運輸省令第三六〇号)

この省令は、昭和三十八年八月一日から施行する。

附 則 (昭和三十九年二月二一日運輸省令第四〇〇号)

この省令は、昭和三十九年四月一日から施行する。

附 則 (昭和三十九年一月一〇日運輸省令第七六〇号)

この省令は、昭和三十九年十一月一日から施行する。

1 この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和四〇年一月二七日運輸省令第七一〇号)

この省令は、昭和四十一年一月一日から施行する。

附 則 (昭和四一年九月二二日運輸省令第四九〇号)

この省令は、昭和四十一年十月十日から施行する。

附 則 (昭和四二年六月二三日運輸省令第三四〇号)

この省令は、昭和四十二年七月十五日から施行する。

1 この省令は、昭和四十二年七月十五日から施行する。ただし、別表第一青森の部第一区の項、同表京浜の部東京区第三区の項、同表和歌山下津の部和歌山区第一区の項及び第二区の項、同表広島島の部第一区の項及び第二区、同表第一区及び第二区の項並びに別表第四八戸の部の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和四三年七月一八日運輸省令第三二〇号)

この省令は、昭和四十三年八月一日から施行する。

附 則 (昭和四三年一月八日運輸省令第三三〇号)

この省令は、昭和四十三年十一月十五日から施行する。ただし、別表第四京浜の部の改正規定は、昭和四十四年一月一日から施行する。

附 則 (昭和四四年三月一九日運輸省令第一〇〇号)

この省令は、昭和四十四年四月一日から施行する。

1 (施行期日) 附 則 (昭和四四年六月四日運輸省令第三三〇号)

この省令は、昭和四十四年六月十日から施行する。ただし、別表第一長崎の部第四区の項及び別表第三の改正規定は公布の日から、別表第一新潟の部及び別表第四新潟の部の改正規定は同年八月一日から施行する。

附 則 (昭和四四年一月二八日運輸省令第三三〇号)

この省令は、昭和四十四年十二月十五日から施行する。ただし、第四節の次に二節を加える改正規定、別表第二小松島の項の次に高松の項を加える改正規定及び別表第四の改正規定は、昭和四十五年一月十五日から施行する。

附 則 (昭和四四年一月二八日運輸省令第三三〇号)

この省令は、昭和四十四年十二月十五日から施行する。ただし、第四節の次に二節を加える改正規定、別表第二小松島の項の次に高松の項を加える改正規定及び別表第四の改正規定は、昭和四十五年一月十五日から施行する。

附 則 (昭和四四年一月二八日運輸省令第三三〇号)

この省令は、昭和四十四年十二月十五日から施行する。ただし、第四節の次に二節を加える改正規定、別表第二小松島の項の次に高松の項を加える改正規定及び別表第四の改正規定は、昭和四十五年一月十五日から施行する。

附則 (昭和四五年三月二八日運輸省令第一三三号) この省令は、昭和四十五年三月三十一日から施行する。

附則 (昭和四五年五月二七日運輸省令第三九号) この省令は、昭和四十五年六月十五日から施行する。ただし、別表第一の改正規定は、同年六月一日から施行する。

附則 (昭和四五年六月一日運輸省令第四三三号) この省令は、公布の日から施行する。

附則 (昭和四五年八月八日運輸省令第七〇号) この省令は、昭和四十五年八月二十日から施行する。

附則 (昭和四六年五月一日運輸省令第二四号) この省令は、昭和四十六年五月十五日から施行する。ただし、別表第二千葉の部の改正規定は、公布の日から施行する。

附則 (昭和四六年六月一日運輸省令第二九号) この省令は、昭和四十六年七月一日から施行する。

附則 (昭和四六年一〇月一五日運輸省令第五九号) この省令は、昭和四十六年十一月一日から施行する。ただし、別表第二函館の部第三航路の項及び同表東播磨の部の改正規定は、公布の日から施行する。

附則 (昭和四七年五月一五日運輸省令第三六号) (施行期日) この省令は、公布の日から施行する。

附則 (昭和四七年六月五日運輸省令第三九号) この省令は、昭和四十七年六月十五日から施行する。ただし、別表第一博多の部第一区の項の改正規定は、公布の日から施行する。

附則 (昭和四八年二月二三日運輸省令第四号) この省令は、昭和四十八年三月十日から施行する。

附則 (昭和四八年三月二七日運輸省令第九号) (施行期日) この省令は、公布の日から施行する。

1 この省令は、法の施行の日(昭和四十八年七月一日)から施行する。

附則 (昭和四九年一月二二日運輸省令第一号) この省令は、昭和四十九年二月一日から施行する。

附則 (昭和四九年四月二日運輸省令第二二号) この省令は、昭和四十九年四月十二日から施行する。

附則 (昭和四九年一〇月二八日運輸省令第四一四号) この省令は、昭和四十九年十一月十五日から施行する。ただし、第二十四条の五及び別表第一酒田の部の改正規定は、昭和四十九年十一月一日から施行する。

附則 (昭和五〇年七月二日運輸省令第二四号) この省令は、昭和五十年七月十日から施行する。ただし、第一条の規定中別表第五八戸の部の改正規定は、昭和五十年七月十五日から施行する。

2 この省令の施行の際現にしている水先に係る水先料については、なお従前の例による。

附則 (昭和五一年三月二六日運輸省令第七号) この省令は、昭和五十一年四月一日から施行する。

附則 (昭和五一年七月九日運輸省令第二八号) 1 この省令は、昭和五十一年七月二十日から施行する。ただし、第一条の規定中港則法施行規則第二十九条の二第五項の改正規定、同令第二章第四節の二の次に一節を加える改正規定、同令別表第四の改正規定、同令別表第五の改正規定(同表関門の部を改める部分を除く)は、公布の日から施行する。

附則 (昭和五一年九月二七日運輸省令第三九号) この省令は、昭和五十一年十月一日から施行する。

附則 (昭和五二年六月七日運輸省令第一四号) (施行期日) この省令は、公布の日から施行する。

1 この省令は、海上衝突予防法(昭和五十二年法律第六十二号)の施行の日(千九百七十二年の海上における衝突の予防のための国際規則に

関する条約が日本国について効力を生ずる日)から施行する。

附則 (昭和五二年一月一七日運輸省令第三二二号) (施行期日) この省令は、昭和五十三年一月一日(以下「施行日」という)から施行する。

附則 (昭和五三年一月二三日運輸省令第一号) この省令は、昭和五十三年二月一日から施行する。

附則 (昭和五四年一月一九日運輸省令第一号) この省令は、昭和五十四年二月一日から施行する。

附則 (昭和五四年九月二五日運輸省令第三八号) (施行期日) この省令は、昭和五十四年十月一日から施行する。

附則 (昭和五五年一月二二日運輸省令第二二号) この省令は、昭和五十五年二月一日から施行する。

附則 (昭和五五年八月二二日運輸省令第二四号) この省令は、昭和五十五年八月二十日から施行する。

附則 (昭和五六年一〇月一三日運輸省令第四四号) この省令は、昭和五十六年十月二十日から施行する。

附則 (昭和五七年三月二四日運輸省令第四号) (施行期日) この省令は、公布の日から施行する。(後略)

附則 (昭和五七年七月八日運輸省令第一六号) この省令は、昭和五十七年七月十日から施行する。

附則 (昭和五八年八月三〇日運輸省令第四三三号) この省令は、昭和五十八年九月一日から施行する。

附則 (昭和五九年六月一八日運輸省令第一六号) この省令は、昭和五十九年七月一日から施行する。ただし、別表第四名古屋の部の改正規定は、昭和五十九年七月二十日から施行する。

附則 (昭和五九年八月二四日運輸省令第二六号) この省令は、昭和五十九年九月一日から施行する。

附則 (昭和六〇年四月二五日運輸省令第一八号) (施行期日) この省令は、公布の日から施行する。

附則 (昭和六〇年七月九日運輸省令第二六号) 1 この省令は、昭和六十年七月十五日から施行する。ただし、第一条中別表第一に尼崎西宮芦屋の部を加える改正規定及び別表第四大阪の部安治川口水面の項の改正規定、第二条の規定並びに第三条の規定は、同年十月一日から施行する。

附則 (昭和六一年六月三日運輸省令第二〇号) この省令は、昭和六十一年六月十五日から施行する。

附則 (昭和六一年六月二七日運輸省令第二五号) (施行期日) この省令は、昭和六十二年七月一日(以下「施行日」という)から施行する。

附則 (昭和六二年三月二七日運輸省令第二九号) (施行期日) 第一条 この省令は、昭和六十二年四月一日から施行する。

附則 (昭和六二年五月二二日運輸省令第四二二号) この省令は、昭和六十二年七月一日から施行する。

附則 (昭和六二年七月三日運輸省令第四九号) この省令は、昭和六十二年七月十日から施行する。

附則 (昭和六三年七月二二日運輸省令第二三三号) この省令は、昭和六十三年七月二十日から施行する。ただし、第一条中別表第二四日市の部の改正規定は、同年九月十日から施行する。

附則 (平成元年七月二二日運輸省令第二五号) この省令は、平成元年八月一日から施行する。

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二年六月八日運輸省令第一六号) この省令は、平成二年七月一日から施行する。

附 則 (平成二年七月三十一日運輸省令第二四号) この省令は、平成二年八月六日から施行する。ただし、別表第四京浜の部の改正規定は、同年十二月一日から施行する。

附 則 (平成三年一〇月二二日運輸省令第三四号) この省令は、平成三年十一月一日から施行する。

附 則 (平成四年一二月九日運輸省令第三五号) この省令は、平成四年十二月十五日から施行する。

附 則 (平成五年八月二五日運輸省令第二七号) この省令は、平成五年九月一日から施行する。

附 則 (平成六年六月二四日運輸省令第二八号) この省令は、平成六年七月十五日から施行する。

附 則 (平成七年一月二〇日運輸省令第二号) この省令は、平成七年二月一日から施行する。

附 則 (平成七年三月一七日運輸省令第一一号) この省令は、平成七年四月一日から施行する。

附 則 (平成七年七月二二日運輸省令第六七号) この省令は、平成八年一月五日から施行する。

附 則 (平成八年三月二五日運輸省令第二二号) この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成八年七月一九日運輸省令第四四号) この省令は、平成八年七月二五日から施行する。

附 則 (平成八年一〇月九日運輸省令第五四号) この省令は、平成八年十月十五日から施行する。ただし、第一条中港則法施行規則別表第二

京浜の部鶴見航路の項及び別表第四京浜の部鶴見航路、京浜運河及び川崎航路の項の改正規定は、平成八年十月十四日から施行する。

附 則 (平成九年一〇月一七日運輸省令第六九号) この省令は、平成九年十月二十四日から施行する。

附 則 (平成一〇年九月二日運輸省令第六四号) この省令は、平成十年九月十日から施行する。

附 則 (平成一二年三月二五日運輸省令第一一号) この省令は、平成一二年四月一日から施行する。

附 則 (平成一二年一〇月二二日運輸省令第四五号) この省令は、平成一二年十月二十九日から施行する。

附 則 (平成一二年三月二四日運輸省令第一〇号) この省令は、平成一二年四月一日から施行する。

附 則 (平成一二年七月一三日運輸省令第二六号) この省令は、公布の日から施行する。ただし、第二十九条の三第一項第二号及び別表第二名古屋の部西航路の項の改正規定は、平成一二年七月二十日から施行する。

附 則 (平成一二年九月一日運輸省令第三〇号) (施行期日) 第一条 この省令は、海上運送法の一部を改正する法律(平成十一年法律第七十一号。以下「改正法」という。)の施行の日(平成十二年十月一日)から施行する。

第十三条 改正法の施行の際現に第三条の規定による改正後の港則法施行規則第二条第三号に規定する書面を提出している船舶は、第三条の規定による改正後の港則法施行規則第二条第三号に規定する書面を提出したものとみなす。

附 則 (平成一二年一二月二九日運輸省令第三九号) (施行期日) 第一条 この省令は、平成十三年一月六日から施行する。

附 則 (平成一三年八月二二日国土交通省令第一一九号)

この省令は、平成十三年九月十日から施行する。

附 則 (平成一四年四月一日国土交通省令第五三号) この省令は、測量法及び水路業務法の一部を改正する法律の施行の日(平成十四年四月一日)から施行する。

附 則 (平成一四年六月二一日国土交通省令第七二号) この省令は、平成十四年七月一日から施行する。

附 則 (平成一四年七月二五日国土交通省令第九〇号) この省令は、平成十四年八月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 別表第二京浜の項の改正規定 平成十四年八月二十日

二 第二章第四節の三の改正規定、同章第四節の四を削る改正規定、同章第五節第三十九条を第三十七条とし、第四十条を第三十八条とする改正規定、第四十一条を第三十九条とし、第四十二条から第四十四条までを二条ずつ繰り上げる改正規定、同章第五節を同章第四節の四とする改正規定、同章第四節の四の次に二節を加える改正規定及び別表第二広島の項の改正規定 平成十五年一月一日

附 則 (平成一五年六月二四日国土交通省令第七六号) この省令は、平成十五年七月一日から施行する。

附 則 (平成一六年六月二八日国土交通省令第七三号) この省令は、平成十六年七月十五日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に掲げる日から施行する。

一 別表第二京浜の部東京西航路の項の改正規定及び別表第四京浜の部東京西航路の項の改正規定 平成十六年八月三十日

二 別表第一関門の部響新港区の項の改正規定及び別表第二関門の部の改正規定 平成十七年三月二十日

附 則 (平成一七年三月一一日国土交通省令第一五五号) この省令は、平成十七年四月一日から施行する。

附 則 (平成一七年六月二七日国土交通省令第七〇号)

この省令は、平成十七年十一月一日から施行する。

附 則 (平成一七年一二月一日国土交通省令第一〇六号) この省令は、平成十七年十二月一日から施行する。

附 則 (平成一八年二月二七日国土交通省令第八号) この省令は、平成十八年四月一日から施行する。

附 則 (平成一八年一〇月一三日国土交通省令第一〇一号) この省令は、平成十八年十一月一日から施行する。

附 則 (平成一九年一二月三〇日国土交通省令第九一号) この省令は、平成十九年十二月一日から施行する。

附 則 (平成二〇年三月四日国土交通省令第八号) この省令は、平成二十年三月二十日から施行する。

附 則 (平成二〇年三月三一日国土交通省令第二六号) (施行期日) 1 この省令は、平成二十年四月一日から施行する。ただし、第二条及び次項の規定は、平成二十年十月一日から施行する。

附 則 (平成二二年三月二五日国土交通省令第七号) この省令は、平成二十一年四月一日から施行する。

附 則 (平成二二年四月一日国土交通省令第一四号) (施行期日) 第一条 この省令は、港則法及び海上交通安全法の一部を改正する法律(以下この条及び次条において「改正法」という。)の施行の日(平成二十二年七月一日)から施行する。ただし、次条の規定は、改正法附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日(平成二十二年六月一日)から施行する。

(経過措置) 第二条 改正法附則第二条の規定に基づき行う通報については、この省令の施行前においても、この省令による改正後の港則法施行規則第二十三條の二、第二十四条、第二十九条第二項から

施行する。

第五項まで、第二十九條の三、第二十九條の五、第三十三條、第四十條、第四十三條、第四十六條及び第五十條並びに海上交通安全法施行規則第十條から第十三條まで並びに第十四條第一項及び第二項の規定を適用する。

附則（平成二十二年九月一日国土交通省令第四五号）

（施行期日）
第一条 この省令は、平成二十二年十月一日から施行する。ただし、次條の規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）
第二条 この省令による改正後の港則法施行規則第二十九條第二項、第三項及び第六項の通報は、これらの規定の例により、この省令の施行前においても行うことができる。

附則（平成二十二年二月一日国土交通省令第五七号）

この省令は、平成二十二年十二月十五日から施行する。

附則（平成二十三年三月一日国土交通省令第一〇号）

（施行期日）
第一条 この省令は、平成二十三年三月二十五日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 次條の規定 平成二十三年六月一日
- 二 第二十九條の三の改正規定、別表第四名古屋の部の改正規定及び別表第五の改正規定 平成二十三年七月一日

（経過措置）
第二条 この省令による改正後の港則法施行規則第二十九條の三の規定による通報は、同條の規定の例により、前條第二号に掲げる規定の施行前においても行うことができる。

附則（平成二十四年三月二二日国土交通省令第一五号）

（施行期日）
第一条 この省令の規定は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

- 一 別表第一和歌山下津の部下津区の項の改正規定及び別表第四千葉の部千葉航路の項の改正規定 平成二十四年三月十三日
- 二 別表第一関門の部若松区の項の改正規定及び別表第二関門の部の改正規定 平成二十四年三月二十九日

- 三 第八條の二の表関門港の部関門航路の項の改正規定、第三十八條の改正規定及び第四十條第一項の改正規定 平成二十四年五月一日
- 四 次條の規定 平成二十四年六月一日
- 五 目次の改正規定、第二章第三節の次に一節を加える改正規定及び別表第四水島の部港内航路の項の改正規定 平成二十四年七月一日

（経過措置）
第二条 この省令による改正後の港則法施行規則第三十三條の二の規定による通報は、同條の規定の例により、前條第五号に掲げる規定の施行前においても行うことができる。

附則（平成二十五年五月一六日国土交通省令第四七号）

（施行期日）
第一条 この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成二十五年八月一三日国土交通省令第六五号）

この省令は、平成二十五年九月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 別表第三の改正規定 平成二十五年十月一日
- 二 別表第四の改正規定 平成二十六年一月十五日
- 三 第二十七條の二の改正規定 平成二十六年四月一日

附則（平成二十六年三月七日国土交通省令第一九号）

この省令は、平成二十六年三月二十八日から施行する。

附則（平成二十六年七月一日国土交通省令第六五号）

この省令は、平成二十六年八月一日から施行する。

附則（平成二十七年六月一日国土交通省令第四四号）

この省令は、平成二十七年八月一日から施行する。

附則（平成二十七年八月二二日国土交通省令第六二号）

この省令は、平成二十七年九月四日から施行する。

附則（平成二十八年二月一六日国土交通省令第七号）

この省令は、平成二十八年三月一日から施行する。

この省令は、海上交通安全法等の一部を改正する法律附則第一條第二号に掲げる規定の施行の日（平成二十八年十一月一日）から施行する。

附則（平成二十九年九月二二日国土交通省令第五四号）

この省令は、平成二十九年十月一日から施行する。ただし、別表第一釧路の部西区の項の改正規定は、同年十一月一日から施行する。

附則（平成二十九年一〇月二五日国土交通省令第六四号）

この省令は、平成三十年一月三十一日から施行する。ただし、第八條中別表第六の改正規定は、平成三十年一月一日から施行する。

附則（平成三〇年三月八日国土交通省令第一一号）

この省令は、平成三十年三月十五日から施行する。

附則（平成三〇年八月二三日国土交通省令第六三号）

この省令は、平成三十年九月一日から施行する。

附則（平成三〇年二月三日国土交通省令第八七号）

この省令は、平成三十年十二月十五日から施行する。

附則（平成三一年三月二〇日国土交通省令第一一号）

この省令は、平成三一年四月一日から施行する。

附則（平成三一年四月二六日国土交通省令第三六号）

この省令は、公布の日から施行する。

附則（令和二年二月四日国土交通省令第五号）

この省令は、令和二年二月五日から施行する。

附則（令和二年四月七日国土交通省令第四四号）

この省令は、令和二年五月十五日から施行する。ただし、第二十七條の三第三項及び別表第四の改正規定は、公布の日から施行する。

この省令は、令和二年九月二十六日から施行する。

別表第一（第三条関係）

釧路東第一区
入舟（A）マイナス各種船舶六・〇メートル岸壁。ただし東端から三百十八度、総トン数十分引いた線及数三百五び陸岸により囲まれたトン以た海面並びに釧路川上の各種雪裡橋下流の河川水船舶は、幸町岸壁又は中央ふ頭東側岸壁に係留する場合に限る。

第一区
第一区境界線、入舟各種船舶マイナス七・五メートル岸壁西端から釧路施設に係留する場合に限る。

第二区
波堤北灯台（北緯四十二度五十九分十七秒東経百四十四度二十一分二十八秒）から東区西防波堤南端まで引いた線、同防波堤及び陸岸により囲まれた海面

第三区
東区南防波堤、釧路東区南防波堤灯台（北緯四十二度五十八分三十二秒東経百四十四度二十一分二十七秒）から釧路港東区北防波堤南灯台まで引いた線、第二区

第一区	第一区境界線、入舟各種船舶マイナス七・五メートル岸壁西端から釧路施設に係留する場合に限る。	入舟（A）マイナス各種船舶六・〇メートル岸壁。ただし東端から三百十八度、総トン数十分引いた線及数三百五び陸岸により囲まれたトン以た海面並びに釧路川上の各種雪裡橋下流の河川水船舶は、幸町岸壁又は中央ふ頭東側岸壁に係留する場合に限る。
第二区	波堤北灯台（北緯四十二度五十九分十七秒東経百四十四度二十一分二十八秒）から東区西防波堤南端まで引いた線、同防波堤及び陸岸により囲まれた海面	
第三区	東区南防波堤、釧路東区南防波堤灯台（北緯四十二度五十八分三十二秒東経百四十四度二十一分二十七秒）から釧路港東区北防波堤南灯台まで引いた線、第二区	

仙塩台	第一区	第一区を除いた港域内海面	各種船舶及び危険物を積載した船舶
釜区	第一区	中ふ頭西端（北緯三総トン数十八度十九分六秒東二百五十九度四十一分二分七秒）から三百五十八の各種船舶度五百メートルの地船及び係点まで引いた線、同留施設に地点から八十八度千保留する三百四十四メートルの場合に地点まで引いた線、ける総トン地点から都島南端ン数二百まで引いた線、同地五十トン点から二百八十六度以上の各六百六十メートルの種船舶地点まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに網尻給水管以北の貞山堀水面	各種船舶及び危険物を積載した船舶
第二区	第二区	多聞山山頂から四十各種船舶度引いた線、第一及び保留区境界線、港界線及施設に係り陸岸により囲まれ留する場た海面並びに貞山橋合における北の貞山堀水面の危険物（網尻給水管以北の貞を積載し山堀水面及び航路をた船舶除く。）	各種船舶及び危険物を積載した船舶
第三区	第三区	花淵崎から唐戸島南各種船舶端まで引いた線、第及び危険二区境界線、港界線物を積載及び陸岸により囲まれた船舶れた海面（航路を除く。）	各種船舶及び危険物を積載した船舶
第四区	第四区	花淵灯台（北緯三八度十七分三十九秒東経百四十一度五分四秒）から二百二十四	各種船舶及び危険物を積載した船舶

仙塩台	第一区	仙塩釜区及び航路を除いた港域内海面	各種船舶及び危険物を積載した船舶
秋田	第一区	北防波堤、秋田旧南各種船舶防波堤灯台（北緯三及び係留十九度四十五分三十秒）に係五秒東経百四十四度二留する場分二十秒）から三百合における二十二度三十分四の危険物点から二百五十五度た船舶三十分以南防波堤まで引いた線、南防波堤、同防波堤東端から旧南防波堤突端まで引いた線、旧南防波堤及び陸岸により囲まれた海面並びに旧雄物川水面	各種船舶及び危険物を積載した船舶
船川	第一区	八郎瀧放水水路左岸導各種船舶流堤及び同導流堤突及び危険端から二百六度引物を積載した線以南の港域内した船舶海面中第一区を除いた部分	各種船舶及び危険物を積載した船舶
第二区	第二区	生鼻崎から八十八度総トン数千五百メートルの地三百トン点（以下A地点とい未満の各う。）まで引いた線、種船舶同地点から二百六十三度三十分二九百八十メートルの地点まで引いた線、同地点からふ頭北東端まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面	各種船舶及び危険物を積載した船舶
第二区	第二区	A地点から八十八度総トン数二千メートルの地点三百トンまで引いた線、同地以上各点から二百七十度各種船舶及び	各種船舶及び危険物を積載した船舶

酒田	第一区	東ふ頭南東端から二百三十八度引いた線（以三百トン下A線という）、同築堤及び陸岸未満の各により囲まれた海面並びに新内橋種船舶下流の新井田川水面	各種船舶及び危険物を積載した船舶
第三区	第三区	秋田区並びに船川第各種船舶一区及び第二区を除いた港域内海面	各種船舶及び危険物を積載した船舶
第一区	第一区	千葉航路北側線の東各種船舶端（以下A地点とい及び係留う。）から中央ふ頭南施設に係東端まで引いた線、留する場A地点から同航路南合における側線の東端（以下Bを危険物地点という。）まで引物を積載した線、B地点からた船舶（ゴスチール東日本製鉄所千葉地区西工場東岸壁北端まで引いた線、同工場連絡道路橋及び陸岸により囲まれた海面並びに都川寒川大橋下流の河川水面	各種船舶及び危険物を積載した船舶
第二区	第二区	五井防波堤、同防波各種船舶堤突端から千葉航路及び危険南側線の西端（以下物を積載C地点という。）までした船舶引いた線、同航路南	各種船舶及び危険物を積載した船舶

京東	第一区	勝どき五丁目西端から各種船舶二百七十度引いた線、浜前橋、西仲施設に係	各種船舶及び危険物を積載した船舶
外港	第一区	勝どき五丁目西端から各種船舶二百七十度引いた線、浜前橋、西仲施設に係	各種船舶及び危険物を積載した船舶
南區	第五区	千葉第五区境界線、E地点から二各種船舶百七十度引いた線、及び危険港界線及び陸岸により囲まれた海面並びに江戸川行徳橋及び海老川した船舶海老川橋各下流の河川水面	各種船舶及び危険物を積載した船舶
第四区	第四区	五井防波堤、第二区境界線、C地点から境界線屈曲点まで引いた線、港界線及び陸岸により囲まれた海面並びに養老川送油橋下流の河川水面（航路を除く。）	各種船舶及び危険物を積載した船舶
第三区	第三区	千葉灯標（北緯三十三度三十分七千四百六十メートルの地点（以下E地点という。）から三十五度引いた線、E地点からD地点まで引いた線、第三区境界線及び陸岸により囲まれた海面	各種船舶及び危険物を積載した船舶

<p>第三区</p> <p>羽田船舶信号所から二百四十九度二千九百五十メートルの地点から百八十度九百メートルの地点（以下B地点という。）まで引いた線、B地点から三百六度二千四百メートルの地点まで引いた線、同地点から多摩川の中央を、大師橋まで引いた線、</p>	<p>第二区</p> <p>青海信号所から二百八十八度三十分千二百十メートルの地点施設に係（以下A地点という。）から二百七十度品川ふ頭まで引いた線、A地点から七十二度品川ふ頭まで引いた線、同地点から二十四度三十分十三号地まで引いた線、新都橋、東雲町北東端と枝川町一丁目南端とを結んだ線、蛤橋、浜園橋、第一区境界線、古川最下流東海道本線鉄道橋、東品川橋、品川ふ頭橋及び陸岸により囲まれた港域内海面及び水面</p>	<p>橋、相生橋、練兵橋、留する場、巽橋、永代橋、南高合における橋、南門橋及び陸岸の危険物により囲まれた港域を積載した船舶の内海面及び水面</p> <p>うち、総トン数八百トン未満のもの。ただし、汽艇等は、沿岸付近に限る。</p>
<p>第一区</p> <p>川崎航路南側線まで引いた線、川崎航路南側線、同線の東端から五十三度に東京区境界線まで引いた線、東京区境界線、大師橋及び陸岸により囲まれた港域内海面及び水面（航路を除く。）</p>	<p>第四区</p> <p>川崎東扇島防波堤東各種船舶灯台（北緯三十五度及び危険物積載した船舶）から八度三十分四千五百七十七メートルの地点からB地点まで引いた線以北の港域内海面及び水面中第一区から第三区まで及び航路を除いた部分</p> <p>境運河鶴見線鉄道橋各種船舶中央から百五十一度及び危険物積載した船舶を除く大橋、東扇島、川崎（積載した船舶）を積載した船舶の地点から十八度の川崎航路南側線まで引いた線、川崎航路南側線、同線の東端から五十三度に東京区境界線まで引いた線、東京区境界線、大師橋及び陸岸により囲まれた港域内海面及び水面（航路を除く。）</p>	<p>同橋、第二区境界線、葛西橋、京葉線荒川放水路橋、若洲橋、東防波堤、同防波堤突端から中央防波堤突端まで引いた線、東防波堤、同防波堤内側埋立地南端から二百二十度に陸岸まで引いた線、城南島東端から百八十度に陸岸まで引いた線及び陸岸により囲まれた港域内海面及び水面（航路を除く。）</p>
<p>第二区</p> <p>第一区境界線、横浜各種船舶航路南側線、横浜大及び係留黒防波堤西灯台（北施設に係緯三十五度二十六分留する場五十三秒東経百三十分合における九度四十一分三十八の危険物積載した船舶）から百六十三度積載した船舶の地点から二百二十七度陸岸まで引いた線、山下橋、小港橋及び陸岸により</p>	<p>第一区</p> <p>東水堤、同水堤開口各種船舶部を結んだ線、同水堤開口部を帆船を除外した線、北水堤と北水堤南端数五百トとを結んだ線、北水堤以上の堤、同水堤開口部を帆船を除く結んだ線、瑞穂橋、く。及び千鳥橋、村雨橋、万び係留施設橋、金港橋、築地設に係留橋、弁天橋及び陸岸する場合により囲まれた港域内海面及び水面（航路を除く。）</p> <p>積載した船舶、汽艇等は、沿岸付近に限る。</p>	<p>第二区</p> <p>横浜大黒防波堤東灯汽船、危台（北緯三十五度二除物を積載した船舶）から七十分四十分船及び総二十五秒）から七十分船及び総二十五秒）から八十度積載した船舶の地点（以下C上の帆船地点という。）から三百三十一度三十分扇島まで引いた線、C地点から百二十六度に港界線まで引いた線、港界線、東京区境界線、第一区境界線、扇島及び東扇島により囲まれた港域内海面</p>
<p>第五区</p> <p>賀須横一（以下A線という。）荒三塚ノ鼻及び係留B線という。）及び陸岸により囲まれた海面から三百三十一度引いた線、B線という。）及び陸岸により囲まれた海面</p>	<p>第四区</p> <p>第三区境界線、扇島、各種船舶川崎区境界線及び陸岸により囲まれた港域内海面及び水面（航路を除く。）</p> <p>東京区、川崎区、横濱第一区から第四区及び危険物積載した船舶を積載した船舶（爆発物、危険物、南本牧、ふ頭の係留施設に係留する場合に限る。）</p>	<p>第三区</p> <p>第一区境界線、横浜汽船、危険物積載した船舶、港界線まで延長した積載した船舶、港界線、川崎区船及び総トン数五境界線、扇島、鶴見トン数五信号所から二百七十度引いた線、鶴見川鶴見線鉄道橋、入江橋及び陸岸により囲まれた港域内海面及び水面（航路を除く。）</p> <p>積載した船舶</p>

名 古 屋	第一区、第二区及び航路を除いた各種船舶及び危険物を積載した船舶	第一区境界線、北航路東側線の北危険物を二端から百九十四度三十分二千四百積載した五十メートルの地点まで引いた船舶及び百八十メートルの地点まで引いた船舶、同地点から三十四度九百七十メートルの地点まで引いた線、同地点から十八度千四百五十分の地点まで引いた線、同地点から三百四十六度に陸岸まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面	第三区境界線、北航路東側線、東航路東側線、高潮防波堤及び危険物（知多堤）及び陸岸により囲まれた海面並びに天白川千鳥橋下流の河川水面	第一区境界線、北航路東側線、東航路東側線、高潮防波堤及び危険物を積載した船舶	近に限る
-------------	---------------------------------	---	---	--	------

第四区	高潮防波堤（鍋田堤）、高潮防波堤（中央堤）、高潮防波堤開口部及び危険物を積載した船舶	高潮防波堤（知多堤）、高潮防波堤開口部を結んだ線、東航路東側及び危険物、港界線及び陸岸により囲まれた海面	第五区境界線、東航路東側及び危険物を積載した船舶	第四区境界線及び陸岸により囲まれた海面並びに庄内川一色大橋、新川、庄内新川橋及び日光川水こう門各、危険物を積載した船舶は、係留施設に係留する場合を除き、高潮防波堤東信号所から二十度二十メートルの地点を中心とする半径三百五十メートルの円の内に限る。	係留施設に係留する場合を除き、北浜ふ頭日清製粉南側岸壁西端から九十五度及び七十度引いた線以南の海面に限る。
-----	--	--	--------------------------	---	---

第四区	第四区市港防波堤灯台（北緯三十四度五十六分四十四秒東経百三十六度三十九分四十七秒）から三十度三十分二千三百五十分の留する地点まで引いた線、旭防波堤及び合点における陸岸により囲まれた海面並びに大井ノ川橋下流の天白川水面（航路を除く）	第一区、第二区及び航路を除いた各種船舶	第二区、第三区境界線、第一区境界線及び陸岸により囲まれた海面	第一区から第三区までを除いた港域内海面	第一区から第五区まで及び航路を各種船舶を除いた港域内海面
-----	---	---------------------	--------------------------------	---------------------	------------------------------

第二区	シイ崎から松ヶ崎まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに寺川前島みなと歩道橋、祖母谷川富士橋、志楽川松島橋及び与保呂川新川橋各下流の河川水面	第一区、第二区及び航路を除いた各種船舶	第一区境界線、東航路東側線、高潮防波堤開口部を結んだ線、東航路東側及び危険物を積載した船舶	第一区境界線、東航路東側線、高潮防波堤開口部を結んだ線、東航路東側及び危険物を積載した船舶	近に限る
-----	--	---------------------	---	---	------

<p>阪堺第一区 北泉区</p>	<p>第一区、第二区及び航路を除いた港域内海面及び河川水面</p>	<p>引いた線、岸見橋及び陸岸により、危険物を積載した船舶は、係留施設に係留する場合を除き、阪南港新西防波堤北灯台（北緯三十四度二十九分三十二秒東経百三十二度二十五分三十分）まで引いた線（以下A線という）、A地点、A地点から九十九度二千四百十メ</p>
<p>第六区</p>	<p>第五区</p>	<p>第二区 第三区 第四区</p> <p>トルの地点及び大和川の港界線の中央点を順次に結んだ線、大和川の港界線並びに陸岸により囲まれた海面及び水面</p> <p>堺信号所護岸北西端から堺一区南西端（北緯三十四度三十五分三十六秒東経百三十五度二十五分三十三秒）まで引いた線（以下B線という）、古川橋、堅川橋及び陸岸により囲まれた海面及び水面（航路を除く）</p> <p>堺七区北西端から三百五十度九百七十メートルの地点（以下B地点という）まで引いた線（以下C線という）、B地点からA地点まで引いた線、A線、B線及び陸岸により囲まれた海面（航路を除く）</p> <p>堺浜寺北防波堤、同防波堤突端から堺浜寺南防波堤突端まで引いた線（以下D線という）、同防波堤、浜寺大橋及び陸岸により囲まれた海面</p> <p>泉北一区西端（北緯三十四度三十二分二十秒東経百三十五度二十三分五十七秒）から汐見沖防波堤突端まで引いた線（以下E線という）、同防波堤、浜寺大橋及び陸岸により囲まれた海面</p> <p>堺浜寺北防波堤突端各種船舶から二百七十度に港及び危険</p>
<p>大坂第一区</p>	<p>第七区</p>	<p>界線まで引いた線を積載（以下F線という）、した船舶D線、堺浜寺南防波堤、E線、汐見沖防波堤、港界線及び陸岸により囲まれた海面（航路を除く）</p> <p>大阪南防波堤灯台（北緯三十四度三十八分十九秒東経百三十五度二十三分五十二秒）から二百四十度六千六百六十メートルの地点（以下C地点という）からB地点まで引いた線、C線、堺浜寺北防波堤、F線、港界線及び陸岸により囲まれた海面（航路を除く）</p> <p>大阪北港北灯台から各種船舶百十二度七百二十メ及び係留トルの地点から百施設に係留する場九十三度陸岸まで留す場引いた線（以下G線合）における、正蓮寺川の危険物水門、北港口防波堤、を積載し大阪北港口防波堤灯台船舶（北緯三十四度三十九分六秒東経百三十五度二十四分五十一秒）から百六十六度三十分陸岸まで引いた線（以下H線という）、南防波堤、大阪南防波堤灯台から大阪北港南防波堤灯台（北緯三十四度三十八分二十九秒東経百三十五度二十三分三十四秒）まで引いた線（以下I線という）、北港南防波堤、舞洲南西端から百九十一度陸岸まで引いた線（以下J線という）及び陸岸</p>
<p>第五区</p>	<p>第四区</p>	<p>第二区 第三区</p> <p>により囲まれた海面及び水面（航路を除く）</p> <p>H線、北港口防波堤、春日出橋、船津橋、端蔵橋、千舟橋、大阪北港口防波堤灯台から百度千百十メートルの地点から二百三十一度三十分陸岸まで引いた線（以下K線という）及び陸岸により囲まれた海面及び水面（航路を除く）</p> <p>K線、千舟橋、岩松橋、大浪橋、住之江大橋、東側南港大橋及び陸岸により囲まれた海面及び水面</p> <p>大阪南港南防波堤灯台（北緯三十四度三十七分四十二秒東経百三十五度二十三分二十二秒）から大阪南港北防波堤灯台まで引いた線（以下L線という）、南港北防波堤、東側南港大橋、かもめ大橋、南港南防波堤及び陸岸により囲まれた海面</p> <p>南防波堤、南港北防波堤、L線、南港南防波堤、かもめ大橋、物積載大和川の港界線、堺した船舶泉北区境界線及び大阪南防波堤灯台から、危険物C地点まで引いた線を積載し（以下M線という）た船舶は及び陸岸により囲まれた海面及び水面</p> <p>設に係留する場合を除き、大阪和川北防波堤</p>

西 第一区	第二区	網干 第一区	第二区	畑 第一区	第二区	広 第一区	第二区	岸により囲まれた海面(航路を除く。)	西浜化学岸壁南端各種船舶(北緯三十四度四十六分及び係留分五秒東経百三十四秒に係留度三十六分四十一秒)留する場(以下B地点という。合)から広畑東防波堤突出る危険物端まで引いた線、同を積載し防波堤及び陸岸によた船舶り囲まれた海面(航路を除く。)	B地点から百八十度各種船舶に港界線まで引いた及び危険線、港界線、飾磨区物を積載第二区境界線、広畑した船舶第一区境界線及び陸岸により囲まれた海面(航路を除く。)	網干西灯台(北緯三十三度三十四度四十五分四十四分及び係留三秒東経百三十四度)に係留三十五分十三秒)か留する場ら二百五十度引い合に於いた線、同灯台からBる危険物地点まで引いた線及び積載し陸岸により囲まれた船舶た海面並びに汐入川、水門、西汐入川水門、大津茂川大吉橋、網干川東雲橋及び揖保川本町橋各下流の河川水面	網干西灯台から百八各種船舶十度に港界線まで引及び危険いた線、港界線、広物を積載畑第二区境界線及した船舶網干区第一区境界線により囲まれた海面	西防波堤、同防各種船舶波堤突端から西東及び係留防波堤突端まで引い施設に係た線、同防波堤及び留する場陸岸により囲まれた合に於海面並びに中川中川の危険物	
第二区	第一区	第三区	第二区	第一区	第二区	第一区	第二区	橋及び元川元川橋各を積載した船舶	田邊港磯導灯(前灯)(北緯三十三度四十三分九秒東経百三十五度二十二分四十九秒)から島島東端まで引いた線、同島南端から阪田鼻まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面	仏岩ノ鼻から島島東端まで引いた線、第一区境界線及び陸岸により囲まれた海面	第一区及び第二区を除いた港城内各種船舶及び危険物を積載した船舶	北防波堤、同防波堤各種船舶突端と南防波堤突端及び危険とを結んだ線、南防波堤を積載波堤、港橋、築地鉄した船舶橋、材木橋、紀の川。ただし左岸堤防及び陸岸に、危険物より囲まれた海面	北防波堤、同防波堤各種船舶突端から三百二十八及び危険度四十五分に引いた物を積載線及び陸岸により囲した船舶また海面並びに土。ただし入川土入橋及び紀の、危険物川北島橋各下流の河を積載した船舶川水面	右岸突端から百八十度引
津下	南	海	北	南	北	南	北	いた海面及び西の海面に限る。	北港西防波堤、同防各種船舶波堤突端から北港北及び係留防波堤突端まで引い施設に係た線、北港北防波堤留する場及び陸岸により囲ま合に於れた海面	南防波堤、同防波堤を積載した船舶突端から二百四十八た船舶度十五分三百二十二メートルの地点まで引いた線、同地点から百三十五度二百三十七メートルの地点まで引いた線、同地点から台場ノ鼻まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面	コゾノ鼻から船尾各種船舶地区南西端まで引い及び危険た線(以下A線とい物を積載う。)及び陸岸によりした船舶り囲まれた海面	クロハエ鼻から毛見崎まで引いた線、A線及び陸岸により囲まれた海面	ツブネ鼻から二百一度に陸岸まで各種船舶引いた線、下津牛ヶ首防波堤灯台及び危険(北緯三十四度六分五十二秒東経百三十五度八分二十三秒)から二した船舶十四度千五百メートルの地点か。ただしら百六十四度三十分引いた線、旭橋及び陸岸により囲まれた海面(航路を除く。)	防波堤、同防波堤突端から二百七十四度引いた線及び陸岸により
第三区	第一区	第二区	第一区	第二区	第一区	第二区	第一区	た海面、下津牛ヶ首防波堤灯台から九十九度引いた線、同灯台から百二十五度引いた線及び陸岸により	地ノ島鹿ノ首から八十七度引いた線、及び危険同島南端から九十六物を積載B線という。)及び陸岸により囲まれた海面	B線、港界線、荊藻島三角点(四十七メートル)(北緯三十四度五分三十六秒東経百三十五度五分五十一秒)から五十五度百二十五メートルの地点から二百七十度に港界線まで引いた線(以下C線という。)	及び陸岸により囲まれた海面	C線、港界線及び陸岸により囲まれた海面		

<p>面並びに有田川安謐 橋下流の河川水面</p>	<p>外 和歌山区、海南区、下津区、有田 港 区及び航路を除いた港域内海面</p>	<p>境 境防波堤、同防波堤灯台（北緯 一三三度三十三分八秒東経百三十 三度十六分二十秒）から零度に引 いた線、境港去ルガ鼻灯台（北緯 三十五度三十一分四十九秒東経百 三十三度十一分四十四秒）から百 十九度に引いた線及び陸岸により 囲まれた海面（航路を除く。）</p>	<p>第一区境界線、東港境界線及び陸岸 第二区により囲まれた海面（航路を除 く。）</p>	<p>各種船舶 は、境水 道大橋以 東の海面 において は、係留 施設に係 留する場 合に限る</p>
<p>の海面に 限る。</p>	<p>第一区、第二区及び航路を除いた 三 港域内海面</p>	<p>尾 第一区（以下A線という。）以東の港域内 道 一 海面（航路を除く。） 崎 区</p>	<p>第二区 A線、尾道灯台（北緯三十四度二 二十四分六秒東経百三十三度十一 分五十分）から四十七度九百七十 メートルの地点から百九十六度に 引いた線（以下B線という。）及 び陸岸により囲まれた海面（航路 を除く。）</p>	<p>第三区 B線、尾道灯台から零度に引いた 第三線（以下C線という。）及び陸岸 により囲まれた海面（航路を除く。）</p>
<p>近に限る</p>	<p>第六区 第一区から第五区まで及び航路を 除いた港域内海面</p>	<p>呉 豆倉鼻から百九十九度千八百メ トルの地点まで引いた線、同地点 から百四十一度引いた線及び陸 岸により囲まれた海面</p>	<p>第四区 C線、牛ノ浦灯台（北緯三十四度 四十二分三十分四十四秒東経百三 十三度四十分）から三百四十五度 に引いた線（以下D線という。）及 び陸岸により囲まれた海面（航路 を除く。）</p>	<p>第五区 D線、六本松ノ鼻から百八十度 に引いた線、港境界線及び陸岸に より囲まれた海面（航路を除く。）</p>
<p>岩 第一区 国 第一区 第一区 第一区</p>	<p>第一区 第一区 第一区 第一区</p>	<p>徳 第一区 山 第一区 下 第一区 松 第一区</p>	<p>第一区 第一区 第一区 第一区</p>	<p>第一区 第一区 第一区 第一区</p>

<p>引いた線、第一区境界線及び陸岸により囲まれた海面、汽艇等は沿岸付近に限る。</p>	<p>第二区 天神山山頂からハナグリ鼻まで引いた線(以下D線という)、寺埼及び危険物から茶臼山山頂を見通した線及び陸岸により囲まれた海面</p>
<p>第三区 A線、B線、C線、D線、港界線及び陸岸により囲まれた海面</p>	<p>第四区 第一区から第三区までを除いた港域内海面及び水面</p>
<p>第一号物揚場北端まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面</p>	<p>下関区 関門航路北側線、火ノ山下潮流信託所から六十二度二千四百四十メートルの地点から三百二十度引いた線(以下B線という)、根岳留する山頂から太郎ヶ瀬鼻まで引いた合線、門司船舶通航信号所から三百を危険物の地点から零度に引いた線(以下C線という)及び陸岸により囲まれた海面</p>
<p>地点から二百四十二度二千八百二十メートルの地点及び堺川口左岸の突端を順次に結んだ線(以下D線という)並びに陸岸により囲まれた海面並びに砂津川砂津大橋、紫川紫川大橋及び堺川西港橋各下の河川水面(航路を除く)。</p>	<p>第五区 D線、H線、和合良各島頂から二百二十度及び危険</p>

響新港	白州灯台から八百八十五度三十分四 千六百六十メートルの地点から三百 五十六度五十分十メートルの地点 まで引いた線、同地点から三百二 十二度三十分六分四十四メートル の地点まで引いた線、同地点から 二百七十度八分八メートルの地点 まで引いた線、同地点から九十九 度五十分五分五メートル、同島三 角点（百二十八メートル）から百 七十九度三十分五十分メートルの 地点まで引いた線、同地点から百 三十五度三十分八分八メートルの 地点まで引いた線、同地点から百 八十度三十分五分に陸岸まで引いた 線、響灘大橋及び陸岸により囲ま れた海面（航路を除く。）	第六区	和合良島島頂から二 百五十七度二九百 四十メートルの地点 まで引いた線、同地 点から二百四十六度 三十分五分に陸岸まで引 いた線、関門第二航 路南側線、一線及び陸 岸により囲まれた海面（航路を除く。）	十メートルの地点か物を積載 ら二百三十二度三十分 分に陸岸まで引いた 線（以下I線という ）、関門第二航路南 側線、関門航路南側 線及び陸岸により囲 まれた海面（航路を 除く。）
新門司	新門司防波堤灯台から二百三十五 度三十分二十メートルの地点ま で引いた線、同地点から二百七十 度三十分五分に陸岸まで引いた線、 した船舶	司度	同灯台から二百九十九度九分六十 メートルの地点まで引いた線、同地 点から十二度三十分五分に引いた 線及び陸岸により囲まれた海面並 びに松ヶ江大橋下流の相割川水面 に限る。	

小島	第一区	第二区	徳島	徳島第一区	徳島市北沖洲東端各種船舶 （北緯三十四度四分二及び係留 十二秒東経百三十四度四分二 から百十四度五十分五分におけ るメートルの地点までる危険物 引いた線、同地点かを積載し ら大崎北端まで引いた船舶 た線（以下A線とい う。）及び陸岸により 囲まれた海面並びに 沖洲川沖洲大橋、福 島川福島新橋、新町 川かちどき橋、御座 船入江川山城橋、冷 田川樋門、園瀬川鉄 道橋及び勝浦川勝浦 浜橋各下流の河川水 面	六島連島 門司区、下関区、長府区、田野浦各種船舶 区、小倉区、西山区、若松区、響及び危険 新港区、新門司区及び航路を除いた船舶 た港域内海面
松島	第一区	第二区	徳島	徳島第一区	徳島市北沖洲東端各種船舶 （北緯三十四度四分二及び係留 十二秒東経百三十四度四分二 から百十四度五十分五分におけ るメートルの地点までる危険物 引いた線、同地点かを積載し ら大崎北端まで引いた船舶 た線（以下A線とい う。）及び陸岸により 囲まれた海面並びに 沖洲川沖洲大橋、福 島川福島新橋、新町 川かちどき橋、御座 船入江川山城橋、冷 田川樋門、園瀬川鉄 道橋及び勝浦川勝浦 浜橋各下流の河川水 面	六島連島 門司区、下関区、長府区、田野浦各種船舶 区、小倉区、西山区、若松区、響及び危険 新港区、新門司区及び航路を除いた船舶 た港域内海面

山松	第一区	第二区	坂出	第一区	第二区	第三区	徳島	徳島第一区	徳島市北沖洲東端各種船舶 （北緯三十四度四分二及び係留 十二秒東経百三十四度四分二 から百十四度五十分五分におけ るメートルの地点までる危険物 引いた線、同地点かを積載し ら大崎北端まで引いた船舶 た線（以下A線とい う。）及び陸岸により 囲まれた海面並びに 沖洲川沖洲大橋、福 島川福島新橋、新町 川かちどき橋、御座 船入江川山城橋、冷 田川樋門、園瀬川鉄 道橋及び勝浦川勝浦 浜橋各下流の河川水 面	六島連島 門司区、下関区、長府区、田野浦各種船舶 区、小倉区、西山区、若松区、響及び危険 新港区、新門司区及び航路を除いた船舶 た港域内海面
山松	第一区	第二区	坂出	第一区	第二区	第三区	徳島	徳島第一区	徳島市北沖洲東端各種船舶 （北緯三十四度四分二及び係留 十二秒東経百三十四度四分二 から百十四度五十分五分におけ るメートルの地点までる危険物 引いた線、同地点かを積載し ら大崎北端まで引いた船舶 た線（以下A線とい う。）及び陸岸により 囲まれた海面並びに 沖洲川沖洲大橋、福 島川福島新橋、新町 川かちどき橋、御座 船入江川山城橋、冷 田川樋門、園瀬川鉄 道橋及び勝浦川勝浦 浜橋各下流の河川水 面	六島連島 門司区、下関区、長府区、田野浦各種船舶 区、小倉区、西山区、若松区、響及び危険 新港区、新門司区及び航路を除いた船舶 た港域内海面

新居	第一区	第二区	今治	第一区	第二区	徳島	徳島第一区	徳島市北沖洲東端各種船舶 （北緯三十四度四分二及び係留 十二秒東経百三十四度四分二 から百十四度五十分五分におけ るメートルの地点までる危険物 引いた線、同地点かを積載し ら大崎北端まで引いた船舶 た線（以下A線とい う。）及び陸岸により 囲まれた海面並びに 沖洲川沖洲大橋、福 島川福島新橋、新町 川かちどき橋、御座 船入江川山城橋、冷 田川樋門、園瀬川鉄 道橋及び勝浦川勝浦 浜橋各下流の河川水 面	六島連島 門司区、下関区、長府区、田野浦各種船舶 区、小倉区、西山区、若松区、響及び危険 新港区、新門司区及び航路を除いた船舶 た港域内海面
新居	第一区	第二区	今治	第一区	第二区	徳島	徳島第一区	徳島市北沖洲東端各種船舶 （北緯三十四度四分二及び係留 十二秒東経百三十四度四分二 から百十四度五十分五分におけ るメートルの地点までる危険物 引いた線、同地点かを積載し ら大崎北端まで引いた船舶 た線（以下A線とい う。）及び陸岸により 囲まれた海面並びに 沖洲川沖洲大橋、福 島川福島新橋、新町 川かちどき橋、御座 船入江川山城橋、冷 田川樋門、園瀬川鉄 道橋及び勝浦川勝浦 浜橋各下流の河川水 面	六島連島 門司区、下関区、長府区、田野浦各種船舶 区、小倉区、西山区、若松区、響及び危険 新港区、新門司区及び航路を除いた船舶 た港域内海面

博多区	第一防波堤灯台（北緯三十三度三十六分四十二秒）から西防波堤南端まで引留する場 四十秒）から西防波堤南端まで引留する場 いた線、西防波堤、博多港西防波合にお 堤北灯台（北緯三十三度三十七分五秒）を積載し 五秒東経百三十三度三十七分五秒を積載し 秒）から博多港東防波堤灯台（北緯三十三度三十七分五十二秒）まで引 三十度三十三分十一秒）まで引 た線、東防波堤、北防波堤、同防 波堤北端から零度六百四十メートル の地点（以下A地点という） まで引いた線、A地点から八十五 度引いた線（以下A線という） 及び陸岸により囲まれた海面並び に新千鳥橋下流の御笠川水面及び 博多港西防波堤北灯台から四百十 度二千五百四十メートルの地点か ら二百三十度引いた線以北の那 珂川水面（航路を除く。）	第四区 B線、B線以南の港 界線及び陸岸により 及び係留 留する場 留す 合にお る危険 を積載 た船舶	いた線（以下B線と いう）、A線、港界 線及び陸岸により囲 まれた海面
-----	---	---	--

第三区	第一防波堤灯台（北緯三十三度三十六分四十二秒）から西防波堤南端まで引留する場 四十秒）から西防波堤南端まで引留する場 いた線、西防波堤、博多港西防波合にお 堤北灯台（北緯三十三度三十七分五秒）を積載し 五秒東経百三十三度三十七分五秒を積載し 秒）から博多港東防波堤灯台（北緯三十三度三十七分五十二秒）まで引 三十度三十三分十一秒）まで引 た線、東防波堤、北防波堤、同防 波堤北端から零度六百四十メートル の地点（以下A地点という） まで引いた線、A地点から八十五 度引いた線（以下A線という） 及び陸岸により囲まれた海面並び に新千鳥橋下流の御笠川水面及び 博多港西防波堤北灯台から四百十 度二千五百四十メートルの地点か ら二百三十度引いた線以北の那 珂川水面（航路を除く。）	第四区 B線、B線以南の港 界線及び陸岸により 及び係留 留する場 留す 合にお る危険 を積載 た船舶	いた線（以下B線と いう）、A線、港界 線及び陸岸により囲 まれた海面
-----	---	---	--

第一区	第一防波堤灯台（北緯三十三度三十六分四十二秒）から西防波堤南端まで引留する場 四十秒）から西防波堤南端まで引留する場 いた線、西防波堤、博多港西防波合にお 堤北灯台（北緯三十三度三十七分五秒）を積載し 五秒東経百三十三度三十七分五秒を積載し 秒）から博多港東防波堤灯台（北緯三十三度三十七分五十二秒）まで引 三十度三十三分十一秒）まで引 た線、東防波堤、北防波堤、同防 波堤北端から零度六百四十メートル の地点（以下A地点という） まで引いた線、A地点から八十五 度引いた線（以下A線という） 及び陸岸により囲まれた海面並び に新千鳥橋下流の御笠川水面及び 博多港西防波堤北灯台から四百十 度二千五百四十メートルの地点か ら二百三十度引いた線以北の那 珂川水面（航路を除く。）	第四区 B線、B線以南の港 界線及び陸岸により 及び係留 留する場 留す 合にお る危険 を積載 た船舶	いた線（以下B線と いう）、A線、港界 線及び陸岸により囲 まれた海面
-----	---	---	--

第一区	第一防波堤灯台（北緯三十三度三十六分四十二秒）から西防波堤南端まで引留する場 四十秒）から西防波堤南端まで引留する場 いた線、西防波堤、博多港西防波合にお 堤北灯台（北緯三十三度三十七分五秒）を積載し 五秒東経百三十三度三十七分五秒を積載し 秒）から博多港東防波堤灯台（北緯三十三度三十七分五十二秒）まで引 三十度三十三分十一秒）まで引 た線、東防波堤、北防波堤、同防 波堤北端から零度六百四十メートル の地点（以下A地点という） まで引いた線、A地点から八十五 度引いた線（以下A線という） 及び陸岸により囲まれた海面並び に新千鳥橋下流の御笠川水面及び 博多港西防波堤北灯台から四百十 度二千五百四十メートルの地点か ら二百三十度引いた線以北の那 珂川水面（航路を除く。）	第四区 B線、B線以南の港 界線及び陸岸により 及び係留 留する場 留す 合にお る危険 を積載 た船舶	いた線（以下B線と いう）、A線、港界 線及び陸岸により囲 まれた海面
-----	---	---	--

谷山一區北防波堤、鹿兒島港谷山を積載し 山一區北防波堤灯台（北緯三十一度三十二分 四分秒）から谷山二區東防波堤北 端まで引いた線、同防波堤、鹿兒 島港谷山二區東防波堤灯台（北緯 三十一度二十八分五十九秒東經百 三十度三十二分二十五秒）から鹿 兒島港谷山二區南防波堤灯台（北 緯三十一度二十八分四十五秒東經 百三十度三十二分四十四秒）まで 引いた線、同防波堤及び陸岸によ り囲まれた海面	外本港区、新港区、南港区、谷山区 港及び航路を除いた港域内海面	各種船舶 及び危険 物を積載 した船舶
	（備考） この表中停泊すべき船舶の欄にお いて各種船舶とあるのは、危険物を積載した船舶 以外の船舶をいう。 別表第二（第八條關係）	
港航路の区域		
釧路港東区北防波堤南灯台から九十度二百 五十メートルの地点まで及び二百九十三度 七百メートルの地点まで引いた線と釧路港 東区南防波堤灯台から九十度三百メートル の地点まで及び二百九十三度七百メートル の地点まで引いた線との間の海面 室蘭港北外防波堤灯台（北緯四十二度二十 一分十三秒東經百四十五分一秒）か ら二百七十度に港界線まで引いた線、同灯 台から九十度三千六百二十五メートルの地 点まで引いた線及び同地点から百二十四度 に第一区境界線まで引いた線と室蘭港南外 防波堤灯台（北緯四十二度二十分五十六秒 東經百四十五分五十八秒）から港界 線屈曲点まで引いた線、同灯台から七十九 度千五百メートルの地点まで引いた線、同 地点から八十九度千七百七十メートルの地 点まで引いた線、同地点から九十五度八百 メートルの地点まで引いた線及び同地点か ら百二十四度に第一区境界線まで引いた線 との間の海面		
特 定 条 件		

南航路	第一号の地点から第二号の地点 まで引いた線と第三号の地点か ら第四号の地点まで引いた線と の間の海面 一 函館港北防波堤灯台（北緯 四十一度四十七分五十三秒東經 百四十四度四十一分五十九秒）か ら九十二度二百メートルの地点 二 函館港北防波堤灯台から二 百六十五度三十分五百六十メー トルの地点 三 函館港北防波堤灯台から百 四十七度三百七十メートルの地 点 四 函館港北防波堤灯台から二 百三十八度六百五十五メートルの 地点	北航路	第一号の地点から第三号の地点 までを順次に結んだ線と第四号 の地点から第六号の地点までを 順次に結んだ線との間の海面 一 函館港第三防砂堤灯台（北 緯四十一度四十八分三十八秒東 經百四十四度四十二分八秒）から 百四十三度五百メートルの地点 二 函館港第三防砂堤灯台から 二百七十三度三十分二百五十メ ートルの地点 三 函館港第三防砂堤灯台から 二百五十八度七百二十メートル の地点 四 函館港第三防砂堤灯台から 百六十八度六百十メートルの地 点 五 函館港第三防砂堤灯台から 二百二十四度四百七十メートル の地点 六 函館港第三防砂堤灯台から 二百三十四度七百五十メートル の地点
小樽	第一号の地点から第三号の地点までを順次 に結んだ線と第四号の地点から第七号の地 点までを順次に結んだ線との間の海面 一 小樽港島堤灯台から二百五十一度二百 十五メートルの地点 二 小樽港島堤灯台		

戸東航路	八戸港白銀西防波堤東灯台（北 緯四十度三十二分四十六秒東經百 四十一度三十二分四十八秒）か ら三百五十三メートルの地点 まで引いた線及び同灯台から百 八十度百十メートルの地点まで 引いた線と白銀北防波堤屈曲部 と八戸港白銀北防波堤灯台（北 緯四十度三十二分二十二秒東經 百四十一度三十二分五十三秒） との間の同防波堤、同灯台から 三百五十二度五十五メートルの 地点まで引いた線及び同防波堤 屈曲部南西角から百八十度二百 五十メートルの地点まで引いた 線との間の海面	青森	第一号の地点から第二号の地点まで引いた線 と第三号の地点から第四号の地点まで引い た線との間の海面 一 新防波堤東端から二百六十四度千四 百メートルの地点 二 新防波堤東端から三百四十度三十分 千七百五十五メートルの地点 三 新防波堤東端から二百七十七度千九 百三十メートルの地点 四 新防波堤東端から三百二十九度三十 分千八百八十メートルの地点
津更木	八戸港白銀西防波堤東灯台（北 緯四十度三十二分四十六秒東經百 四十一度三十二分四十八秒）か ら三百五十三メートルの地点 まで引いた線及び同灯台から百 八十度百十メートルの地点まで 引いた線と白銀北防波堤屈曲部 と八戸港白銀北防波堤灯台（北 緯四十度三十二分二十二秒東經 百四十一度三十二分五十三秒） との間の同防波堤、同灯台から 三百五十二度五十五メートルの 地点まで引いた線及び同防波堤 屈曲部南西角から百八十度二百 五十メートルの地点まで引いた 線との間の海面	西航路	八戸港白銀西防波堤西灯台（北 緯四十度三十二分三十八秒東經百 四十一度三十二分三秒）から百 四十六度二百七十メートルの地 点及び同灯台から百七十度三十 分三百二十メートルの地点から それぞれ三百七十七度三十分四 百メートルの地点まで引いた線 との間の海面

仙	第一号の地点から第五号の地点までを順次 に結んだ線と第六号の地点から第十号の地 点までを順次に結んだ線との間の海面 釜 一 地蔵島灯台（北緯三十八度九分二十 二秒東經百四十一度四分十六秒）から二百 六十八度二千二百九十メートルの地点 二 地蔵島灯台から二百七十八度三十分三 百六十五メートルの地点 三 地蔵島灯台から二百七十七度五十分 の地点 四 地蔵島灯台から九十八度二千五百六十 メートルの地点 五 地蔵島灯台から百九度三十分四千八百 三十メートルの地点 六 地蔵島灯台から二百六十四度三十分二 千二百八十五メートルの地点 七 地蔵島灯台から二百五十八度三百八十 メートルの地点 八 地蔵島灯台から二百度百八十メートル の地点 九 地蔵島灯台から百一度二千五百三十五 メートルの地点 十 地蔵島灯台から百十一度四千八百五メ ートルの地点	津更木	八戸港白銀西防波堤東灯台（北 緯四十度三十二分四十六秒東經百 四十一度三十二分四十八秒）か ら三百五十三メートルの地点 まで引いた線及び同灯台から百 八十度百十メートルの地点まで 引いた線と白銀北防波堤屈曲部 と八戸港白銀北防波堤灯台（北 緯四十度三十二分二十二秒東經 百四十一度三十二分五十三秒） との間の同防波堤、同灯台から 三百五十二度五十五メートルの 地点まで引いた線及び同防波堤 屈曲部南西角から百八十度二百 五十メートルの地点まで引いた 線との間の海面
木更津	八戸港白銀西防波堤東灯台（北 緯四十度三十二分四十六秒東經百 四十一度三十二分四十八秒）か ら三百五十三メートルの地点 まで引いた線及び同灯台から百 八十度百十メートルの地点まで 引いた線と白銀北防波堤屈曲部 と八戸港白銀北防波堤灯台（北 緯四十度三十二分二十二秒東經 百四十一度三十二分五十三秒） との間の同防波堤、同灯台から 三百五十二度五十五メートルの 地点まで引いた線及び同防波堤 屈曲部南西角から百八十度二百 五十メートルの地点まで引いた 線との間の海面	木更津	八戸港白銀西防波堤東灯台（北 緯四十度三十二分四十六秒東經百 四十一度三十二分四十八秒）か ら三百五十三メートルの地点 まで引いた線及び同灯台から百 八十度百十メートルの地点まで 引いた線と白銀北防波堤屈曲部 と八戸港白銀北防波堤灯台（北 緯四十度三十二分二十二秒東經 百四十一度三十二分五十三秒） との間の同防波堤、同灯台から 三百五十二度五十五メートルの 地点まで引いた線及び同防波堤 屈曲部南西角から百八十度二百 五十メートルの地点まで引いた 線との間の海面

市原航路	千葉航路	富津航路
千葉港五井防波堤灯台（北緯三十五度三十三分十二秒東経百四十度三分五十九秒）から百四度	第一号の地点から第四号の地点までを順次に結んだ線と第五号の地点から第七号の地点までを順次に結んだ線との間の海面 一 千葉灯標から六十五度五千六百八十メートルの地点 二 千葉灯標から四十九度三千八百メートルの地点 三 千葉灯標から三十六度三十分二十六百五十メートルの地点 四 千葉灯標から二百八十四度千三百五十メートルの地点 五 千葉灯標から六十二度五千八百六十メートルの地点 六 千葉灯標から三十六度三十分三千五百九十メートルの地点 七 千葉灯標から二百九十二度三十分千六百二十メートルの地点	百度五千六十五メートルの地点まで引いた線の間の海面 第一号の地点から第三号の地点までを順次に結んだ線と第四号の地点から第六号の地点までを順次に結んだ線との間の海面 一 木更津港防波堤西灯台から二百三十度四千九百三十メートルの地点 二 木更津港防波堤西灯台から二百四十一度四千七百四十メートルの地点 三 木更津港防波堤西灯台から二百七十六度三十分五千六十メートルの地点 四 木更津港防波堤西灯台から二百三十二度五千四百三十メートルの地点 五 木更津港防波堤西灯台から二百六十三度五千六十メートルの地点 六 木更津港防波堤西灯台から二百七十二度五千五百三十メートルの地点

姉崎航路	椎津航路
千葉灯標から二百二度七千三百総五十メートルの地点（以下C地点という。）から三百二十五度千五百メートルの地点まで引いた線とC地点から二百四十七度三百七十メートルの地点から三百二十二度千四百三十メートルの地点まで引いた線との間の海面	千葉灯標から二百一度二十分九千七百七十メートルの地点（以下D地点という。）から三百五十二度千三百メートルの地点まで引いた線とD地点から二百十五度二千三百メートルの地点まで引いた線との間の海面
三十度三百八十五メートルの地点（以下B地点という。）から二百九十一度まで引いた線とB地点から二十五度二百五十メートルの地点から二百九十一度二千三百五十メートルの地点まで引いた線との間の海面	

川崎航路	東京航路	京東航路
川崎信号所（以下A地点という。）から二百二度七十五メートルの地点から百十五度二百五十五メートルの地点まで引いた線及び同地点から九十八度千九百五十	第一号の地点から第三号の地点までを順次に結んだ線と第四号の地点から第六号の地点までを順次に結んだ線との間の海面 一 羽田船舶信号所から三百二十九度七千三百メートルの地点 二 羽田船舶信号所から三百三十三度三十分四千七百三十メートルの地点 三 羽田船舶信号所から四百八十八度千九百五十メートルの地点	第一号の地点から第三号の地点までを順次に結んだ線と第四号の地点から第六号の地点までを順次に結んだ線との間の海面 一 十五号地南信号所から二百六十二度三十分七百十メートルの地点 二 十五号地南信号所から二百五十度三十分六百七十メートルの地点 三 十五号地南信号所から百七十七度千三百八十メートルの地点 四 十五号地南信号所から二百五十三度三十分千十メートルの地点 五 十五号地南信号所から二百四十六度九百六十メートルの地点 六 十五号地南信号所から百八十七度三十分千五百七十メートルの地点

鶴見航路	横浜航路
第一号の地点から第五号の地点までを順次に結んだ線と第六号の地点から第十一号の地点までを順次に結んだ線との間の海面 一 鶴見信号所から二十六度三十分三百九十メートルの地点 二 鶴見信号所から二百八十六度三十分九十九メートルの地点 三 鶴見信号所から百九十四度三十分三百六十メートルの地点 四 鶴見信号所から百五十六度二千四百四十メートルの地点 五 鶴見信号所から百五十二度三千七十メートルの地点 六 鶴見信号所から三百五十八度三十分六百八十メートルの地点 七 鶴見信号所から三百三十九度三十分六百メートルの地点 八 鶴見信号所から二百七十七度三十分六百メートルの地点 九 鶴見信号所から二百二十三度七百三十メートルの地点 十 鶴見信号所から百六十六度三十分二千五百二十メートルの地点 十一 鶴見信号所から百六十度三千二百十メートルの地点	メートルの地点まで引いた線とA地点から二百二度四百二十メートルの地点から百二度二百六十五メートルの地点まで引いた線及び同地点から百八十八度千三百五十メートルの地点まで引いた線との間の海面 一 横浜大黒防波堤西灯台から二百九十一度三千六百六十メートルの地点 二 横浜大黒防波堤西灯台から二百九十八度二千九百九十メートルの地点

舞鶴	戸島南端、同地点から百九十五度千五百五十メートルの地点、同地点から二百七十八度五百八十メートルの地点、同地点から十四度三十分二千六百九十メートルの地点、同地点から八度八百四十メートルの地点、	午起航路	四日市港東防波堤南灯台から三百二十五度四十分二千三百三メートルの地点(以下B地点という)から百五十四度三十分九(う)から百五十四度三十分九十メートルの地点まで引いた線及び同地点から百十七度に第一航路北側線まで引いた線とB地点から二百四十四度三十分二メートルの地点から百五十五度四百八十五メートルの地点まで引いた線及び同地点から百五十九度に第一航路北側線まで引いた線との海面	第三航路	四日市港東防波堤北灯台から七十七度千三百五メートルの地点 第一号の地点から第四号の地点までを順次に結んだ線と第五号の地点から第七号の地点までを順次に結んだ線との海面 一 四日市港東防波堤北灯台から三十七度三十分二千九百メートルの地点 二 四日市港東防波堤北灯台から四十七度三千四百四十メートルの地点 三 四日市港東防波堤北灯台から五十一度三十分三千六百三メートルの地点 四 四日市港東防波堤北灯台から五十八度三千七百七十メートルの地点 五 四日市港東防波堤北灯台から三十一度三千三百六十メートルの地点 六 四日市港東防波堤北灯台から四十六度四千二百三メートルの地点 七 四日市港東防波堤北灯台から五十七度三十分四千八百八十メートルの地点
----	---	------	--	------	--

神	阪	南	阪
浜寺航路	泉佐野航路	岸和田航路	南航路
浜寺信号所(以下A地点という)から一度三十分三百八十八メートルの地点から二百七十度六千八百五十五メートルの地点まで引いた線とA地点から百九十二度六百五十五メートルの地点から二百七十度六千八百五十五メートルの地点	泉佐野沖防波堤北端から九十度三十分という)から零度二千六百六十メートルの地点まで引いた線とB地点から九十度二百二十メートルの地点から零度二千六百六十メートルの地点まで引いた線との海面	第一号の地点から第四号の地点までを順次に結んだ線と第五号の地点から第七号の地点までを順次に結んだ線との海面 一 阪南港新西防波堤北灯台から九十度二十メートルの地点 二 阪南港新西防波堤北灯台から一度九百三十分メートルの地点 三 阪南港新西防波堤北灯台から三百五十七度二千四百四十メートルの地点 四 阪南港新西防波堤北灯台から三百四十四度二千三百四十メートルの地点 五 阪南港新西防波堤北灯台から九十度二百七十メートルの地点 六 阪南港新西防波堤北灯台から十三度千九百九十メートルの地点 七 阪南港新西防波堤北灯台から三百五十五度二千四百四十メートルの地点	同地点から三百三十五度千五百六十メートルの地点、同地点から八十三度五百六十メートルの地点、同地点から百五十三度千四百四十メートルの地点及び獅子鼻を順次に結んだ線、サイ崎、ミヨ崎、鳥島北端、同地点から二百六十八度三十分二千二百四十メートルの地点及び戸島東端を順次に結んだ線並びに陸岸により囲まれた海面

大阪航路	堺航路
第一号の地点から第三号の地点までを順次に結んだ線と第四号の地点から第六号の地点までを順次に結んだ線との海面 一 大阪南港南防波堤灯台から三十九度千七百二十メートルの地点 二 大阪南港南防波堤灯台から三百四十五度三十分七百七十一メートルの地点 三 大阪南港南防波堤灯台から三百三十四度六百七十七メートルの地点 四 大阪南港南防波堤灯台から二十八度千九百二十メートルの地点 五 大阪南港南防波堤灯台から三百三十九度千三百メートルの地点	第一号の地点から第五号の地点までを順次に結んだ線と第六号の地点から第九号の地点までを順次に結んだ線との海面 一 堺信号所から百十二度千四百三十分メートルの地点 二 堺信号所から三百十六度三十分二百一十メートルの地点 三 堺信号所から三百一度三千三百七十メートルの地点 四 堺信号所から二百九十九度三十分三千七百三十メートルの地点 五 堺信号所から二百九十度五千二百九十メートルの地点 六 堺信号所から百九十二度六百六十メートルの地点 七 堺信号所から三百四十九度三十分四百四十メートルの地点 八 堺信号所から三百四度三十分三千七百三十分メートルの地点 九 堺信号所から二百九十三度五千四百メートルの地点

神戸西航路	新港航路	神戸中央航路
第一号の地点から第二号の地点まで引いた線と第三号の地点から第四号の地点まで引いた線との海面 一 神戸和田岬防波堤灯台(北緯三十四度三十九分十秒東経百三十五度十一分十五秒)から一度三百八十八メートルの地点	第一号の地点から第二号の地点まで引いた線と第三号の地点から第四号の地点まで引いた線との海面 一 神戸第三防波堤東灯台(北緯三十四度四十分五十三秒東経百三十五度十三分二十二秒)から三百度三百メートルの地点 二 神戸第三防波堤東灯台から百二十度千五百五十メートルの地点 三 神戸第三防波堤東灯台から三百四十九度四百八十メートルの地点 四 神戸第三防波堤東灯台から百二度三十分二千二百メートルの地点	第一号の地点から第二号の地点まで引いた線と第三号の地点から第四号の地点まで引いた線との海面 一 神戸第六防波堤灯台(北緯三十四度四十分十四秒東経百三十五度十四分四十三秒)から三百四十一度三十分二百五十メートルの地点 二 神戸第六防波堤灯台から百四十九度三千六百二十メートルの地点 三 神戸第六防波堤灯台から三十四度三十分六百六十メートルの地点 四 神戸第六防波堤灯台から百四十一度三千六百四十メートルの地点

<p>東播磨港別府西防波堤灯台（北緯三十四度四十一分五十四秒東經百三十四度四十九分五十四秒）から三十九度二百九十五メートルの地点から二百十五度千二百九十メートルの地点まで引いた線及び同地点から二百三十二度二千五百メートルの地点まで引いた線と同灯台から八十九度四百九十メートルの地点から二百十四度千三百四十メートルの地点まで引いた線及び同地点から二百三十二度二千五百六十メートルの地点まで引いた線との海面</p>	<p>第一号の地点から第二号の地点まで引いた線と第三号の地点から第四号の地点まで引いた線との間の海面</p> <p>一 妻鹿東防波堤灯台（北緯三十四度四十五分二十七秒東經百三十四度四十一分十二秒）から三百五十七度三百メートルの地点 二 妻鹿東防波堤灯台から百八十七度千四百八十五メートルの地点 三 妻鹿東防波堤灯台から三百十六度四百五十五メートルの地点 四 妻鹿東防波堤灯台から百九十八度三十分千五百二十五メートルの地点</p> <p>第一号の地点から第三号の地点までを順次に結んだ線と第四号の地点から第六号の地点までを順次に結んだ線との間の海面</p> <p>一 飾磨東防波堤灯台（北緯三十四度四十五分四十八秒東經百三十四度三十九分十秒）から十五度三百三十五メートルの地点</p>	<p>二 神戸和田岬防波堤灯台から百八十五度五百八十メートルの地点 三 神戸和田岬防波堤灯台から三十七度三十分四百四十メートルの地点 四 神戸和田岬防波堤灯台から百六十六度六百二十メートルの地点</p>
---	---	---

和歌山下津

<p>二 飾磨東防波堤灯台から三百度二十五メートルの地点 三 飾磨東防波堤灯台から百八十六度千二百三十分の地点 四 飾磨東防波堤灯台から三百四十四度四百五十五メートルの地点 五 飾磨東防波堤灯台から二百六十八度二百六十五メートルの地点 六 飾磨東防波堤灯台から百九十七度千二百七十メートルの地点</p>	<p>第一号の地点から第三号の地点までを順次に結んだ線と第四号の地点から第五号の地点まで引いた線との間の海面</p> <p>一 広畑東防波堤灯台（北緯三十四度四十五分五十分東經百三十四度三十七分四十四秒）から八度三十分三百三十分の地点 二 広畑東防波堤灯台から百九十九度七十分の地点 三 広畑東防波堤灯台から百九十二度三十分引いた線と港界線との交点 四 広畑東防波堤灯台から三百五十五度五百四十分の地点 五 広畑東防波堤灯台から百九十七度四十五分引いた線と港界線との交点</p> <p>下津半ヶ首防波堤灯台から二百八十五度三百メートルの地点（以下A地点という。）から二百七十八度四百七十メートルの地点まで引いた線及び同地点から三百三度千四百九十メートルの地点まで引いた線とA地点から八度百メートルの地点から二百七十八度二百九十メートルの地点まで引いた線及び同地点から三百三度千七百三十メートルの地点まで引いた線との間の海面</p>	<p>北区航路 港西防波堤灯台（北緯三十四度</p>
---	---	--------------------------------

尾道糸崎

<p>十四分六秒東經百三十五度七秒）（以下B地点という。）から二百八十三度四十分千三百八十メートルの地点まで引いた線と北港北防波堤突端からB地点から二百九十五度千四百七十メートルの地点まで引いた線との間の海面</p>	<p>第一号の地点から第四号の地点までを順次に結んだ線と第五号の地点から第八号の地点までを順次に結んだ線との間の海面</p> <p>一 水島信号所から二百八十二度八百七十五メートルの地点 二 太濃地島三角点（四十三メートル）（北緯三十四度二十六分五十二秒東經百三十三度四十五分十二秒）から三十五度千七百五メートルの地点 三 太濃地島三角点から九十七度千九十分の地点 四 海上交通安全法施行令（昭和四十八年政令第五号）別表第二水島航路の項第一号に掲げる地点 五 水島信号所から二百七十一度千二百八十五メートルの地点 六 太濃地島三角点から二度千四百四十メートルの地点 七 太濃地島三角点から八十九度二百七十五メートルの地点 八 海上交通安全法施行令別表第二水島航路の項第十三号に掲げる地点</p>	<p>第一航路 次の各地点を順次に結んだ線の両側それぞれ幅五十メートルの海面</p> <p>一 大磯鼻から五十九度二百五十メートルの地点 二 大磯鼻から二十度六百三十分の地点</p>
--	---	---

広島

<p>第三航路 次の各地点を順次に結んだ線の両側それぞれ幅五十メートルの海面</p> <p>一 B地点 二 尾道灯台から二百四十九度四度六十メートルの地点 三 大鯨島北端から五十五度八百五十メートルの地点 四 大鯨島北端から三百十度二百五十分の地点</p>	<p>第二航路 次の各地点を順次に結んだ線の両側それぞれ幅二十五メートルの海面</p> <p>一 A地点 二 浄土寺山山頂から百四十度千メートルの地点 三 浄土寺山山頂から百六十四度五百二十メートルの地点 四 浄土寺山山頂から二百度六百メートルの地点 五 尾道灯台から二十八度三百六十メートルの地点 六 尾道灯台から三百十度百五十メートルの地点（以下B地点という。）</p>	<p>第一号の地点から第四号の地点までを順次に結んだ線と第五号の地点から第八号の地点までを順次に結んだ線との間の海面</p> <p>一 長森三角点（百五十二メートル）（北緯三十四度二十分三十七秒東經百三十二度二十九分五十八秒）から二百六十度三十分二千五百三十分の地点 二 長森三角点から二百四十五度三十分二千八百六十メートルの地点 三 長森三角点から二百五十六度三十分七千六十メートルの地点 四 長森三角点から二百五十六度一万五千メートルの地点 五 長森三角点から二百六十二度三十分二千八百二十メートルの地点</p>
--	---	--

六 長森三角点から二百五十四度三十分三十五分四十分の地点	第一号の地点から第十四号の地点までを順次に結んだ線と第十五号の地点から第二十九号の地点までを順次に結んだ線との間の海面
七 長森三角点から二百六十度七十九分一十秒の地点	一 部埼灯台から五十六度三十分九分五十分の地点
八 長森三角点から二百五十八度一十七分一十秒の地点	二 部埼灯台から三百二十六度三十分三十分三十分の地点
九 門司船舶通航信号所から三百一十八度三十分二十分二十秒の地点	三 火ノ山下潮流信号所から六十一度三十分四十分の地点
十 門司船舶通航信号所から三百一十八度三十分二十分二十秒の地点	四 火ノ山下潮流信号所から二百一十九度四十分五十分の地点
十一 台場鼻潮流信号所から三百二十四度三十分五十分五十分の地点	五 白木埼から三百十九度三十分七分七十秒の地点
十二 六連島灯台(北緯三十三度五十八分四十一秒東経百三十三度五十二分四秒)から百二十九度六十分一十分の地点	六 門司船舶通航信号所から十八度三十分二十分二十秒の地点
十三 六連島灯台から七十四度三十分六十分一十分の地点	七 門司船舶通航信号所から十四度千七百一十分の地点
十四 六連島灯台から三十七度二千五百七十秒の地点	八 門司船舶通航信号所から三百三十一度三十分五十分四十分の地点

十五 部埼灯台から五十六度三十分六十分四十分の地点	第一号の地点から第二号の地点まで引いた線と第三号の地点から第六号の地点までを順次に結んだ線との間の海面
十六 部埼灯台から十度三十分八分二十秒の地点	一 若松洞海湾口防波堤灯台から九十七度九十分一十分の地点
十七 部埼灯台から三百十五度二千二百五十分の地点	二 若松洞海湾口防波堤灯台から三百三十二度二千三百一十分の地点
十八 部埼灯台から三百五十二度八分七十分の地点	三 若松洞海湾口防波堤灯台から三百三十二度二千三百一十分の地点
十九 門司埼灯台	四 砂津防波堤灯台から四十四度九十分一十分の地点
二十 白木埼から二百六十一度四十分九十分の地点	五 門司船舶通航信号所から二百八十五度三十分九十分四十分の地点
二十一 門司船舶通航信号所から三十七度三十分五十分六十分の地点	六 砂津防波堤灯台(北緯三十三度五十三分三十八秒)
二十二 門司船舶通航信号所から二百七十七度八十分二十秒の地点	七 砂津防波堤灯台から五十五度四十分五十分五十分の地点
二十三 門司船舶通航信号所から二百八十五度三十分九十分四十分の地点	八 若松港口信号所から二百一十九度三十分三十分三十分の地点
二十四 若松港口信号所から百七度二千三百一十分の地点	九 門司船舶通航信号所から三百三十一度三十分五十分四十分の地点
二十五 若松洞海湾口防波堤灯台(北緯三十三度五十六分二十八秒東経百三十三度五十二分二秒)から九十七度九十分一十分の地点	十 若松港口信号所から二百一十九度三十分三十分三十分の地点
二十六 若松洞海湾口防波堤灯台から三十二度千八百八十分の地点	十一 若松港口信号所から二百一十九度三十分三十分三十分の地点
二十七 六連島灯台から百四十六度九十分三十分の地点	十二 若松港口信号所から二百一十九度三十分三十分三十分の地点
二十八 六連島灯台から六十三度六十分五十分の地点	十三 若松港口信号所から二百一十九度三十分三十分三十分の地点
二十九 六連島灯台から二十三度三十分九十分六十分の地点	十四 若松港口信号所から二百一十九度三十分三十分三十分の地点

三 若松洞海湾口防波堤灯台から三十二度千八百八十分の地点	第一号の地点から第十号の地点までを順次に結んだ線と第十一号の地点から第二十号の地点までを順次に結んだ線との間の海面
四 若松洞海湾口防波堤灯台から三十二度二千四百七十分の地点	一 若松港口信号所から二百一十九度三十分三十分三十分の地点
五 若松洞海湾口防波堤灯台から十五度千九百七十分の地点	二 若松港口信号所から二百一十九度三十分三十分三十分の地点
六 若松洞海湾口防波堤灯台から五十二度二千七百一十分の地点	三 若松港口信号所から二百一十九度三十分三十分三十分の地点
七 若松洞海湾口防波堤灯台から五十四度六十分八十分の地点	四 若松港口信号所から二百一十九度三十分三十分三十分の地点
八 砂津防波堤灯台から四十四度九十分一十分の地点	五 若松港口信号所から二百一十九度三十分三十分三十分の地点
九 門司船舶通航信号所から二百八十五度三十分九十分四十分の地点	六 若松港口信号所から二百一十九度三十分三十分三十分の地点
十 砂津防波堤灯台(北緯三十三度五十三分三十八秒)	七 若松港口信号所から二百一十九度三十分三十分三十分の地点
十一 砂津防波堤灯台から五十五度四十分五十分五十分の地点	八 若松港口信号所から二百一十九度三十分三十分三十分の地点
十二 砂津防波堤灯台から四十四度九十分一十分の地点	九 若松港口信号所から二百一十九度三十分三十分三十分の地点
十三 砂津防波堤灯台から四十四度九十分一十分の地点	十 若松港口信号所から二百一十九度三十分三十分三十分の地点
十四 砂津防波堤灯台から四十四度九十分一十分の地点	十一 若松港口信号所から二百一十九度三十分三十分三十分の地点
十五 門司船舶通航信号所から二百八十五度三十分九十分四十分の地点	十二 若松港口信号所から二百一十九度三十分三十分三十分の地点
十六 砂津防波堤灯台から百二十五度百五十分五十分の地点	十三 若松港口信号所から二百一十九度三十分三十分三十分の地点
十七 砂津防波堤灯台から七十九度五百七十秒の地点	十四 若松港口信号所から二百一十九度三十分三十分三十分の地点

八 砂津防波堤灯台から六十七度三十分一十分の地点	第一号の地点から第二号の地点まで引いた線と第三号の地点から第五号の地点までを順次に結んだ線との間の海面
九 門司船舶通航信号所から二百七十七度八十分二十秒の地点	一 若松港口信号所から百三十三度三十分三十分三十分の地点
十 門司船舶通航信号所から二百七十七度八十分二十秒の地点	二 若松港口信号所から百三十三度三十分三十分三十分の地点
十一 門司船舶通航信号所から二百七十七度八十分二十秒の地点	三 若松港口信号所から百三十三度三十分三十分三十分の地点
十二 門司船舶通航信号所から二百七十七度八十分二十秒の地点	四 若松港口信号所から百三十三度三十分三十分三十分の地点
十三 門司船舶通航信号所から二百七十七度八十分二十秒の地点	五 若松港口信号所から百三十三度三十分三十分三十分の地点
十四 門司船舶通航信号所から二百七十七度八十分二十秒の地点	六 若松港口信号所から百三十三度三十分三十分三十分の地点
十五 門司船舶通航信号所から二百七十七度八十分二十秒の地点	七 若松港口信号所から百三十三度三十分三十分三十分の地点
十六 門司船舶通航信号所から二百七十七度八十分二十秒の地点	八 若松港口信号所から百三十三度三十分三十分三十分の地点
十七 門司船舶通航信号所から二百七十七度八十分二十秒の地点	九 若松港口信号所から百三十三度三十分三十分三十分の地点
十八 門司船舶通航信号所から二百七十七度八十分二十秒の地点	十 若松港口信号所から百三十三度三十分三十分三十分の地点
十九 門司船舶通航信号所から二百七十七度八十分二十秒の地点	十一 若松港口信号所から百三十三度三十分三十分三十分の地点
二十 門司船舶通航信号所から二百七十七度八十分二十秒の地点	十二 若松港口信号所から百三十三度三十分三十分三十分の地点
二十一 門司船舶通航信号所から二百七十七度八十分二十秒の地点	十三 若松港口信号所から百三十三度三十分三十分三十分の地点
二十二 門司船舶通航信号所から二百七十七度八十分二十秒の地点	十四 若松港口信号所から百三十三度三十分三十分三十分の地点
二十三 門司船舶通航信号所から二百七十七度八十分二十秒の地点	十五 若松港口信号所から百三十三度三十分三十分三十分の地点
二十四 門司船舶通航信号所から二百七十七度八十分二十秒の地点	十六 若松港口信号所から百三十三度三十分三十分三十分の地点
二十五 門司船舶通航信号所から二百七十七度八十分二十秒の地点	十七 若松港口信号所から百三十三度三十分三十分三十分の地点
二十六 門司船舶通航信号所から二百七十七度八十分二十秒の地点	十八 若松港口信号所から百三十三度三十分三十分三十分の地点
二十七 門司船舶通航信号所から二百七十七度八十分二十秒の地点	十九 若松港口信号所から百三十三度三十分三十分三十分の地点
二十八 門司船舶通航信号所から二百七十七度八十分二十秒の地点	二十 若松港口信号所から百三十三度三十分三十分三十分の地点
二十九 門司船舶通航信号所から二百七十七度八十分二十秒の地点	二十一 若松港口信号所から百三十三度三十分三十分三十分の地点
三十 門司船舶通航信号所から二百七十七度八十分二十秒の地点	二十二 若松港口信号所から百三十三度三十分三十分三十分の地点

奥洞海航路	八 若松港口信号所から二百六十分千二百二十五メートルの地点 九 若松港口信号所から百七十分千四百四十メートルの地点 十 若松港口信号所から百七度二千三百メートルの地点 十一 牧山信号所から二百四十一度三十分七十五メートルの地点 十二 牧山信号所から三百五度九百四十メートルの地点 十三 牧山信号所から三百二十四度九百八十五メートルの地点 十四 牧山信号所から十三度千四百五十五メートルの地点 十五 牧山信号所から十三度千六百十メートルの地点 十六 若松港口信号所から二百三十二度三十分二千八百六十五メートルの地点 十七 若松港口信号所から二百三十四度二十五メートルの地点 十八 若松港口信号所から二百二十三度三十分千メートルの地点 十九 若松港口信号所から百九度三十分千二百三十五メートルの地点 二十 若松洞海湾口防波堤灯台から九十七度九百十メートルの地点
-------	--

安瀬航路	六 B地点から二百四十七度二千九百五十五メートルの地点 七 B地点から二百四十四度二千三百メートルの地点 八 B地点から九十五度九百二十五メートルの地点 九 A地点から二百五十八度千六百六十五メートルの地点 十 A地点から二百六十五度三十分千二百七十五メートルの地点 十一 A地点から二百九十七度八百三十五メートルの地点
高島	第一号の地点から第二号の地点まで引いた線と第三号の地点から第四号の地点まで引いた線との間の海面 一 高松港朝日町外防波堤南灯台（北緯三十四度二十一分四十秒東経百三十四度三十分十九秒）から百九十七度三十分百五メートルの地点 二 高松港朝日町外防波堤南灯台から三百五十六度三十分五メートルの地点 三 高松港朝日町外防波堤南灯台から二百五十五度三十分三メートルの地点

新居浜	四 高松港朝日町外防波堤南灯台から三百三十分五十五メートルの地点 新居浜港東防波堤灯台（北緯三十三度五十八分五十分東経百三十三度五十分五十六秒）から二百七十七度六十メートルの地点から御代島三角点（七四メートル）から百三十三度八百四十八メートルの地点を経て同三角点から百五十四度千五百七十七メートルの地点まで引いた線の西側幅百八十メートルの海面並びに同灯台及び新居浜港西防波堤灯台（北緯三十三度五十八分五十分東経百三十三度五十分四十分四秒）からそれぞれ七度に港界線まで引いた線との海面
高知	第二航路 御代島三角点（七四メートル）から百八十八度千三百メートルの地点から三百六十六度二百五十分の地点まで引いた線及び同地点から二百七十七度に第一航路東側線まで引いた線と同三角点から百二十三度千二百六十メートルの地点から三百六十六度二百メートルの地点まで引いた線及び同地点から二百七十七度に第一航路東側線まで引いた線との間の海面

博多	中央航路 第一号の地点から第三号の地点までを順次に結んだ線と第四号の地点から第七号の地点までを順次に結んだ線との間の海面 一 博多港西防波堤北灯台から百九度三十分三百九十メートルの地点 二 博多港西防波堤北灯台から二百九十六度二千四百メートルの地点 三 博多港西防波堤北灯台から二百九十五度三十分四千九百メートルの地点 四 博多港西防波堤北灯台から七十六度五百三十分メートルの地点 五 博多港西防波堤北灯台から三百三度二千四百四十メートルの地点 六 博多港西防波堤北灯台から三百一度三十分三千九百六十メートルの地点 七 博多港西防波堤北灯台から三百度四千九百四十メートルの地点
東航路	第一号の地点から第三号の地点までを順次に結んだ線と第四号の地点から第六号の地点までを順次に結んだ線との間の海面 一 博多港西防波堤北灯台から八度三十分三千九百メートルの地点 二 博多港西防波堤北灯台から三百十二度二千七百五十分メートルの地点 三 博多港西防波堤北灯台から三百三度二千四百四十メートルの地点

<p>航船（総トン数千トン未満の船舶を除く。）は、水路外において、出航船の進路を避けて待たなければならないこと。</p>	<p>千葉千葉灯標二十八度及び二百七十八度方向（北緯三に面する信号板</p>	<p>Xの文字の点灯 港長の指示を受けた船舶は、外の出航船は、入航船は、入航しないこと。</p>	<p>入航船は、入航すること。 港長の指示を受けた船舶は、外の出航船は、入航しないこと。</p>
<p>航船（総トン数千トン未満の船舶を除く。）は、水路外において、出航船の進路を避けて待たなければならないこと。</p>	<p>Fの文字の点滅 長さ百九十メートル（油送船にあつては、総トン数千トン以上）の出入航船は、水路外において、出航船の進路を避けて待たなければならないこと。</p>	<p>Oの文字の点滅 出航船は、出航すること。</p>	<p>出航船は、出航すること。 港長の指示を受けた船舶は、外の出航船は、入航しないこと。</p>
<p>航船（総トン数千トン未満の船舶を除く。）は、水路外において、出航船の進路を避けて待たなければならないこと。</p>	<p>Fの文字の点滅 長さ百四十メートル（油送船にあつては、総トン数千トン以上）の出入航船は、水路外において、出航船の進路を避けて待たなければならないこと。</p>	<p>Xの文字の点灯 港長の指示を受けた船舶は、外の出航船は、入航しないこと。</p>	<p>入航船は、入航すること。 港長の指示を受けた船舶は、外の出航船は、入航しないこと。</p>
<p>航船（総トン数千トン未満の船舶を除く。）は、水路外において、出航船の進路を避けて待たなければならないこと。</p>	<p>Fの文字の点滅 長さ百四十メートル（油送船にあつては、総トン数千トン以上）の出入航船は、水路外において、出航船の進路を避けて待たなければならないこと。</p>	<p>光一閃 毎二秒に赤色</p>	<p>千葉中央零度、百十九度港信号所及び二百四十九度三方向に面する信号板による。 入航船は、入航すること。 港長の指示を受けた船舶は、外の出航船は、入航しないこと。</p>
<p>航船（総トン数千トン未満の船舶を除く。）は、水路外において、出航船の進路を避けて待たなければならないこと。</p>	<p>Fの文字の点滅 長さ百四十メートル（油送船にあつては、総トン数千トン以上）の出入航船は、水路外において、出航船の進路を避けて待たなければならないこと。</p>	<p>光一閃 毎二秒に赤色</p>	<p>千葉中央零度、百十九度港信号所及び二百四十九度三方向に面する信号板による。 入航船は、入航すること。 港長の指示を受けた船舶は、外の出航船は、入航しないこと。</p>
<p>航船（総トン数千トン未満の船舶を除く。）は、水路外において、出航船の進路を避けて待たなければならないこと。</p>	<p>Fの文字の点滅 長さ百四十メートル（油送船にあつては、総トン数千トン以上）の出入航船は、水路外において、出航船の進路を避けて待たなければならないこと。</p>	<p>光一閃 毎二秒に赤色</p>	<p>千葉中央零度、百十九度港信号所及び二百四十九度三方向に面する信号板による。 入航船は、入航すること。 港長の指示を受けた船舶は、外の出航船は、入航しないこと。</p>

減の文字の点	○の出航船は、出航することができること。	減の文字の点	Ⅰの入航船は、入航することができること。	よ板信すに方六九二及六二度十 るに号る面度十百び度百、六
出航船は、出航することができること。	出航船は、出航することができること。	長さ五十メートル以上の入航船（総トン数五百トン未満の船舶を除く。）は、航路外において、出航船の進路を避けて待たなければならないこと。	長さ五十メートル以上の出航船（総トン数五百トン未満の船舶を除く。）は、運航を停止して待たなければならないこと。	

減の文字の点	Ⅰの出航船は、入航することができること。	減の文字の点	Fの長さ五十メートル以上の入航船（総トン数千ト	
出航船は、出航することができること。	出航船は、入航することができること。	長さ五十メートル以上の入航船（総トン数千ト	長さ五十メートル（油送船にあつては、総トン数千ト	なければならないこと。

減の文字の点	○の出航船は、出航することができること。	減の文字の点	Xの航路内において、出航船は、入航することができ	未満の船舶を除く。）は、航路外において、航路内において、出航中の入航船の進路を避けて待たなければならないこと。
出航船は、出航することができること。	出航船は、出航することができること。	長さ五十メートル以上の入航船（総トン数五百トン未満の船舶を除く。）は、航路外において、航路内において、出航中の入航船の進路を避けて待たなければならないこと。	長さ五十メートル（油送船にあつては、総トン数千ト	なければならないこと。

減の文字の点	Xの航路内において、出航船は、入航することができ	減の文字の点	Fの長さ五十メートル以上の入航船（総ト	信号が、間もなくⅠの文字の点減に変わること。
出航船は、出航することができること。	出航船は、入航することができること。	長さ五十メートル以上の入航船（総トン数五百トン未満の船舶を除く。）は、航路外において、航路内において、出航中の入航船の進路を避けて待たなければならないこと。	長さ五十メートル（油送船にあつては、総トン数千ト	なければならないこと。

い	け	避	航	路	て	水	船	に	鶴	鶴	減	の	文	X	の	減	の	文	O	の	減	の	文	I
こと	ら	航	行	内	水	路	は	鶴	見	見	の	点	字	の	の	の	点	字	の	の	点	字	の	点
だ	な	を	中	に	外	外	鶴	見	南	南	の	中	中	中	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の
だ	な	を	の	お	に	に	は	は	は	は	は	は	は	は	は	は	は	は	は	は	は	は	は	は
だ	な	を	の	お	に	に	は	は	は	は	は	は	は	は	は	は	は	は	は	は	は	は	は	は

島	二	ら	同	ん	端	川	だ	と	町	端	安	ん	端	善	東	、	引	陸	一	ら	の	メ	三	四	号	第	京
度	度	百	地	だ	と	町	線	を	南	と	善	だ	と	町	端	端	の	岸	十	三	百	三	十	二	十	一	濱
引	五	十	点	線	結	東	大	結	西	大	西	線	結	南	東	八	秒	分	三	十	九	十	九	五	五	一	河
引	十	三	か	結	南	端	川	大	西	大	西	線	結	南	東	八	秒	分	三	十	九	十	九	五	五	一	河
引	十	三	か	結	南	端	川	大	西	大	西	線	結	南	東	八	秒	分	三	十	九	十	九	五	五	一	河

いた線 (以下 A 線) 及び 陸岸により 囲まれた海面

い	け	避	航	路	て	水	船	に	鶴	鶴	減	の	文	K	の	減	の	文	K	の	減	の	文	
こと	ら	航	行	内	水	路	は	鶴	見	見	の	点	字	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の
だ	な	を	中	に	外	外	鶴	見	南	南	の	中	中	中	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の
だ	な	を	の	お	に	に	は	は	は	は	は	は	は	は	は	は	は	は	は	は	は	は	は	は
だ	な	を	の	お	に	に	は	は	は	は	は	は	は	は	は	は	は	は	は	は	は	は	は	は

航	内	は	上	よ	運	は	船	に	鶴	鶴	減	の	文	T	の	減	の	文	T	の	減	の	文
し	に	は	上	よ	運	は	船	に	鶴	鶴	減	の	文	T	の	減	の	文	T	の	減	の	文
し	に	は	上	よ	運	は	船	に	鶴	鶴	減	の	文	T	の	減	の	文	T	の	減	の	文
し	に	は	上	よ	運	は	船	に	鶴	鶴	減	の	文	T	の	減	の	文	T	の	減	の	文
し	に	は	上	よ	運	は	船	に	鶴	鶴	減	の	文	T	の	減	の	文	T	の	減	の	文

減の文 K													燈の文 K	の師
減の文 K													の師	の師

													燈の文 T														
													の師														

文 X		減の文 X												の師		減の文 T												
の師														の師														

													川崎航路													
													川崎信号													

文 O	減の文 I												の師	の師
の師													の師	の師

分四十七秒)		個		物一	
出航船は、出航すること	出航船は、出航すること	出航船は、出航すること	出航船は、出航すること	出航船は、出航すること	出航船は、出航すること
出航船は、出航すること	出航船は、出航すること	出航船は、出航すること	出航船は、出航すること	出航船は、出航すること	出航船は、出航すること

名東水路	水高潮防波堤東信号十四度及び二百三十四度	五十九分五十二秒の文字の点滅	入航船は、入航すること	入航船は、入航すること	入航船は、入航すること
古東水路	水高潮防波堤東信号十四度及び二百三十四度	五十九分五十二秒の文字の点滅	入航船は、入航すること	入航船は、入航すること	入航船は、入航すること

Fの文字の点滅		Oの文字の点滅	
長さ二百七十メートル（油送船は、総トン数五千トン）以上の入航船は、水路外において、出航船の進路を避けて待たなければならないこと。	長さ二百七十メートル（油送船は、総トン数五千トン）以上の入航船は、水路外において、出航船の進路を避けて待たなければならないこと。	長さ五十メートル以上の入航船は、出航船は、出航すること	長さ五十メートル以上の入航船は、出航船は、出航すること

Xの文字及びIの文字の交互点滅			
水路内において、出航船は、入航すること	水路内において、出航船は、入航すること	水路内において、出航船は、入航すること	水路内において、出航船は、入航すること
水路内において、出航船は、入航すること	水路内において、出航船は、入航すること	水路内において、出航船は、入航すること	水路内において、出航船は、入航すること

点滅	Xの文字及びFの文字の交互	水路内において航行中の入出航船は、入出航すること。水路外に長さ五十メートル以上に入る出航船（総ト	の点滅に変わること。
----	---------------	--	------------

	Xの文字の点滅	水路内において航行中の入出航船は、入出航すること。水路外に長さ五十メートル以上に入る出航船（総ト	ン数五百トン未満の船舶を除く。）は、水路内において、水路内において航行中の入出航船の進路を避けて待たなければならぬこと。ただし、港長の指示を受けた船舶は、入出航すること。水路外に長さ五十メートル以上に入る出航船（総ト
--	---------	--	--

	金城信号所（北緯は、三百十度方	Xの文字の点滅	港長の指示を受けた船舶は、入出航してはならないこと。
	東経百三十一度の点滅、Oの文字及び航路が、間もなく、点滅に変わること。		

点滅	Xの文字及びIの文字の交互	水路内において航行中の入出航船は、入出航すること。水路外に長さ五十メートル以上に入る出航船（総ト	だし、港長の指示を受けた船舶は、入出航すること。水路外に長さ五十メートル以上に入る出航船（総ト
----	---------------	--	---

<p>出航すること ができること。 水路外にある 長さ五十メー トル以上の入 出航船（総ト ン数五百トン 未満の船舶を 除く。）は、水 路外において、 水路内におい て航行中の入 出航船の進路 を避けて待た なければなら ないこと。た だし、港長の 指示を受けた 船舶は、入出 航することが できること。 水路外にある 長さ五十メー トル未満又は 総トン数五百 トン未満の入 出航船は、入 出航することが できること。 信号が、間も なくIの文字 の点滅に変わ ること。</p>	<p>Xの文字及びO の文字の交互 点滅</p>	<p>水路内におい て航行中の入 出航船は、入 出航することが できること。 水路外にある 長さ五十メー トル以上の入 出航船（総ト ン数五百トン 未満の船舶を 除く。）は、水 路外において、 水路内におい て航行中の入 出航船の進路 を避けて待た なければなら ないこと。た だし、港長の 指示を受けた 船舶は、入出 航することが できること。 水路外にある 長さ五十メー トル未満又は 総トン数五百 トン未満の入 出航船は、入 出航することが できること。</p>
---	----------------------------------	--

<p>て航行中の入 出航船の進路 を避けて待た なければなら ないこと。た だし、港長の 指示を受けた 船舶は、入出 航することが できること。 水路外にある 長さ五十メー トル未満又は 総トン数五百 トン未満の入 出航船は、入 出航することが できること。 信号が、間も なくOの文字 の点滅、Oの文 字及び四の文 字の交互点滅 又はOの文字 及び≡の文字 の交互点滅に 変わる。</p>	<p>Xの文字及びF の文字の交互 点滅</p>	<p>水路内におい て航行中の入 出航船は、入 出航することが できること。 水路外にある 長さ五十メー トル以上の入 出航船（総ト ン数五百トン 未満の船舶を 除く。）は、水 路外において、 水路内におい て航行中の入 出航船の進路 を避けて待た なければなら ないこと。た だし、港長の 指示を受けた 船舶は、入出 航することが できること。 水路外にある 長さ五十メー トル未満又は 総トン数五百 トン未満の入 出航船は、入 出航することが できること。</p>
---	----------------------------------	--

<p>指示を受けた 船舶は、入出 航することが できること。 水路外にある 長さ五十メー トル未満又は 総トン数五百 トン未満の入 出航船は、入 出航することが できること。 信号が、間も なくWの文字 の点滅に変わ ること。</p>	<p>Xの文字及びE の文字の交互 点滅</p>	<p>水路内におい て航行中の入 出航船は、入 出航することが できること。 水路外にある 長さ五十メー トル未満又は 総トン数五百 トン未満の入 出航船は、入 出航することが できること。 水路外にある 長さ五十メー トル未満又は 総トン数五百 トン未満の入 出航船は、入 出航することが できること。</p>
---	----------------------------------	--

<p>信号が、間も なくWの文字 の点滅に変わ ること。</p>	<p>Xの文字及びW の文字の交互 点滅</p>	<p>水路内におい て航行中の入 出航船は、入 出航することが できること。 水路外にある 長さ五十メー トル以上の入 出航船（総ト ン数五百トン 未満の船舶を 除く。）は、水 路外において、 水路内におい て航行中の入 出航船の進路 を避けて待た なければなら ないこと。た だし、港長の 指示を受けた 船舶は、入出 航することが できること。 水路外にある 長さ五十メー トル未満又は 総トン数五百 トン未満の入 出航船は、入 出航することが できること。</p>
--	----------------------------------	--

		水路 西水高潮防波堤西信号所(北緯三十五度三十四秒由る。東經百三十六度四十八分六秒)	三十二度、二百三十六度及び三百三十二度方向に面する信号板に	Xの文字の点滅	水路外において、水路内において航行中の入出船舶の進路を避けて待たなければならぬこと。信号が、間もなくXの文字の点滅に変わる。	港長の指示を受けた船舶以外の出航は、入航しないこと。
「」の文字の点滅	入航船舶は、入航することができ、飛島ふ頭南東端からポートアイ	入航船舶は、入航することができ、運航を停止して待たなければならぬこと。	入航船舶は、入航することができ、運航を停止して待たなければならぬこと。	入航船舶は、入航することができ、運航を停止して待たなければならぬこと。	入航船舶は、入航することができ、運航を停止して待たなければならぬこと。	入航船舶は、入航することができ、運航を停止して待たなければならぬこと。

		Oの文字の点滅			ランド北東端まで引いた線以東の海面に入る。長さ五十メートル以上の船舶(総トン数五百トン未満の船舶を除く)は、水路外において、出航船舶の進路を避けて待たなければならぬこと。	長さ五十メートル以上の出航船舶は、入航することができ、運航を停止して待たなければならぬこと。
「」の文字の点滅	入航船舶は、入航することができ、飛島ふ頭南東端からポートアイ	出航船舶は、入航することができ、運航を停止して待たなければならぬこと。	出航船舶は、入航することができ、運航を停止して待たなければならぬこと。	出航船舶は、入航することができ、運航を停止して待たなければならぬこと。	出航船舶は、入航することができ、運航を停止して待たなければならぬこと。	出航船舶は、入航することができ、運航を停止して待たなければならぬこと。

		Fの文字の点滅			総トン数五百トン未満の入航船舶は、入航することができ、運航を停止して待たなければならぬこと。	長さ百七十五メートル(油送船にあっては、総トン数五千トン)以上の入航船舶は、水路外において、出航船舶の進路を避けて待たなければならぬこと。
Xの文字及び「I」の文字の交互点滅	水路内において航行中の入航船舶は、入航することができ、運航を停止して待たなければならぬこと。	水路内において航行中の入航船舶は、入航することができ、運航を停止して待たなければならぬこと。	水路内において航行中の入航船舶は、入航することができ、運航を停止して待たなければならぬこと。	水路内において航行中の入航船舶は、入航することができ、運航を停止して待たなければならぬこと。	水路内において航行中の入航船舶は、入航することができ、運航を停止して待たなければならぬこと。	水路内において航行中の入航船舶は、入航することができ、運航を停止して待たなければならぬこと。

		Xの文字及び「T」の文字の交互点滅			水路外において、水路内において航行中の入航船舶は、入航することができ、運航を停止して待たなければならぬこと。	長さ五十メートル以上の出航船舶は、入航することができ、運航を停止して待たなければならぬこと。
「」の文字の点滅	入航船舶は、入航することができ、飛島ふ頭南東端からポートアイ	水路内において航行中の入航船舶は、入航することができ、運航を停止して待たなければならぬこと。	水路内において航行中の入航船舶は、入航することができ、運航を停止して待たなければならぬこと。	水路内において航行中の入航船舶は、入航することができ、運航を停止して待たなければならぬこと。	水路内において航行中の入航船舶は、入航することができ、運航を停止して待たなければならぬこと。	水路内において航行中の入航船舶は、入航することができ、運航を停止して待たなければならぬこと。

<p>の点滅に変わることを。 水路内において航行中の入出航船は、入出航することができること。 水路外にある長さ五十メートル以上の入出航船（総トン数五百トン未満の船舶を除く。）は、水路内において航行中の入出航船の進路を避けて待たなければならないこと。 水路外にある長さ五十メートル未満の船舶は、入出航することができること。 信号が、間もなく〇の文字の点滅に変わることを。</p>	<p>Xの文字及びOの文字の交互の点滅 水路内において航行中の入出航船は、入出航することができること。 水路外にある長さ五十メートル以上の入出航船（総トン数五百トン未満の船舶を除く。）は、水路内において航行中の入出航船の進路を避けて待たなければならないこと。 水路外にある長さ五十メートル未満の船舶は、入出航することができること。 信号が、間もなく〇の文字の点滅に変わることを。</p>
--	---

<p>Xの文字の点滅 水路内において航行中の入出航船は、入出航することができること。 水路外にある長さ五十メートル以上の入出航船（総トン数五百トン未満の船舶を除く。）は、水路内において航行中の入出航船の進路を避けて待たなければならないこと。 水路外にある長さ五十メートル未満の船舶は、入出航することができること。 信号が、間もなくXの文字の点滅に変わることを。</p>	<p>金城信号所 は、三百十度方向に面する信号板による。</p>
--	--------------------------------------

<p>Iの文字の点滅、Oの文字及びEの文字の交互の点滅 水路内において航行中の入出航船は、入出航することができること。 水路外にある長さ五十メートル以上の入出航船（総トン数五百トン未満の船舶を除く。）は、水路内において航行中の入出航船の進路を避けて待たなければならないこと。 水路外にある長さ五十メートル未満の船舶は、入出航することができること。 信号が、間もなくIの文字の点滅に変わることを。</p>	<p>Oの文字の点滅又はOの文字及びWの文字の交互の点滅 水路内において航行中の入出航船は、入出航することができること。 水路外にある長さ五十メートル以上の入出航船（総トン数五百トン未満の船舶を除く。）は、水路内において航行中の入出航船の進路を避けて待たなければならないこと。 水路外にある長さ五十メートル未満の船舶は、入出航することができること。 信号が、間もなくFの文字の点滅又はWの文字の点滅に変わることを。</p>
---	---

<p>Xの文字及びIの文字の交互の点滅 水路内において航行中の入出航船は、入出航することができること。 水路外にある長さ五十メートル以上の入出航船（総トン数五百トン未満の船舶を除く。）は、水路内において航行中の入出航船の進路を避けて待たなければならないこと。 水路外にある長さ五十メートル未満の船舶は、入出航することができること。 信号が、間もなくXの文字の点滅に変わることを。</p>

点減	Xの文字及びFの文字の交互	水路内において航行中の入出航船は、入	Xの文字及びOの文字の交互	水路内において航行中の入出航船は、入	出航船は、入出航すること ができること。 信号が、間もなく一の文字の点滅に変わること。
----	---------------	--------------------	---------------	--------------------	---

点減	Xの文字及びEの文字の交互	水路内において航行中の入出航船は、入	水路内において航行中の入出航船は、入	出航船は、入出航すること ができること。 信号が、間もなく一の文字の点滅に変わること。	出航船は、入出航すること ができること。 信号が、間もなく一の文字の点滅に変わること。
----	---------------	--------------------	--------------------	---	---

点減	Xの文字及びWの文字の交互	水路内において航行中の入出航船は、入	水路内において航行中の入出航船は、入	出航船は、入出航すること ができること。 信号が、間もなく一の文字の点滅に変わること。	水路外にある長さ五十メートル未満又は総トン数五百トン未満の入出航船は、入出航すること ができること。 信号が、間もなく一の文字の点滅に変わること。
----	---------------	--------------------	--------------------	---	---

水路内において航行中の入出航船は、入	長さ五十メートル未満又は総トン数五百トン未満の入出航船は、入出航すること ができること。 信号が、間もなく一の文字の点滅に変わること。	水路内において航行中の入出航船は、入出航すること ができること。 信号が、間もなく一の文字の点滅に変わること。	水路内において航行中の入出航船は、入出航すること ができること。 信号が、間もなく一の文字の点滅に変わること。	水路外にある長さ五十メートル未満又は総トン数五百トン未満の入出航船は、入出航すること ができること。 信号が、間もなく一の文字の点滅に変わること。	水路外にある長さ五十メートル未満又は総トン数五百トン未満の入出航船は、入出航すること ができること。 信号が、間もなく一の文字の点滅に変わること。
--------------------	---	---	---	---	---

航船は、入出航すること ができること。 信号が、間もなく一の文字の点滅に変わること。	水路外にある長さ五十メートル未満又は総トン数五百トン未満の入出航船は、入出航すること ができること。 信号が、間もなく一の文字の点滅に変わること。	水路内において航行中の入出航船は、入出航すること ができること。 信号が、間もなく一の文字の点滅に変わること。	水路内において航行中の入出航船は、入出航すること ができること。 信号が、間もなく一の文字の点滅に変わること。	水路外にある長さ五十メートル未満又は総トン数五百トン未満の入出航船は、入出航すること ができること。 信号が、間もなく一の文字の点滅に変わること。	水路外にある長さ五十メートル未満又は総トン数五百トン未満の入出航船は、入出航すること ができること。 信号が、間もなく一の文字の点滅に変わること。
--	---	---	---	---	---

Oの文字の点滅	Fの文字の点滅
<p>出航船は、出航することができること。</p> <p>長さ五十メートル以上の入航船（総トン数五百トン未満の船舶を除く。）は、水路外において、出航船の進路を避けて待たなければならないこと。</p> <p>長さ五十メートル未満又は総トン数五百トン未満の入航船は、入航することができること。</p>	<p>長さ百七十五メートル（油は、総トン数は、総トン数五千トン）以上の入航船は、水路外において、出航船の進路を避けて待たなければならないこと。</p> <p>長さ百七十五メートル（油は、総トン数は、総トン数五千トン）以上の出航船は、運航を停止して待たなければならないこと。</p> <p>長さ百七十五メートル（油は、総トン数は、総トン数五千トン）以上の船舶は、運航を停止して待たなければならないこと。</p> <p>長さ百七十五メートル（油は、総トン数は、総トン数五千トン）以上の船舶は、運航を停止して待たなければならないこと。</p>

Eの文字の点滅	
<p>は、総トン数五千トン）未満の入出航船は、入出航することができること。</p> <p>長さ百七十五メートル（油は、総トン数は、総トン数五千トン）以上の入航船は、水路外において、出航船の進路を避けて待たなければならないこと。</p> <p>長さ百七十五メートル（油は、総トン数は、総トン数五千トン）以上の出航船は、運航を停止して待たなければならないこと。</p>	<p>長さ百七十五メートル（油は、総トン数は、総トン数五千トン）以上の船舶は、運航を停止して待たなければならないこと。</p> <p>長さ百七十五メートル（油は、総トン数は、総トン数五千トン）以上の船舶は、運航を停止して待たなければならないこと。</p> <p>長さ百七十五メートル（油は、総トン数は、総トン数五千トン）以上の船舶は、運航を停止して待たなければならないこと。</p>

Wの文字の点滅	
<p>なければならぬこと。</p> <p>長さ百七十五メートル（油は、総トン数は、総トン数五千トン）以上の入航船は、水路外において、出航船の進路を避けて待たなければならないこと。</p> <p>長さ百七十五メートル（油は、総トン数は、総トン数五千トン）以上の出航船は、運航を停止して待たなければならないこと。</p>	<p>長さ百七十五メートル（油は、総トン数は、総トン数五千トン）以上の船舶は、運航を停止して待たなければならないこと。</p> <p>長さ百七十五メートル（油は、総トン数は、総トン数五千トン）以上の船舶は、運航を停止して待たなければならないこと。</p> <p>長さ百七十五メートル（油は、総トン数は、総トン数五千トン）以上の船舶は、運航を停止して待たなければならないこと。</p>

Xの文字及びIの文字の交互点滅	Xの文字及びOの文字の交互点滅
<p>水路内において航行中の入出航船は、入航することができること。</p> <p>水路外にある長さ五十メートル以上の入航船（総トン数五百トン未満の船舶を除く。）は、水路外において、水路内において航行中の入出航船の進路を避けて待たなければならないこと。</p>	<p>水路内において航行中の入出航船は、入航することができること。</p> <p>水路外にある長さ五十メートル以上の入航船（総トン数五百トン未満の船舶を除く。）は、水路外において、水路内において航行中の入出航船の進路を避けて待たなければならないこと。</p> <p>水路外にある長さ五十メートル以上の入航船（総トン数五百トン未満の船舶を除く。）は、水路外において、水路内において航行中の入出航船の進路を避けて待たなければならないこと。</p>

	Xの文字及びFの文字の交互点滅
を避けて待たなければならぬこと。 水路外にある長さ五十メートル未満又は総トン数五百トン未満の入出航船は、入出航することができること。 信号が、間もなくの文字の点滅に変わること。	水路内において航行中の入出航船は、入出航することができること。 水路外にある長さ五十メートル未満又は総トン数五百トン未満の入出航船（総トン数五百トン未満の船舶を除く。）は、水路外において、航行中において航行中の入出航船の進路を避けて待たなければならぬこと。 水路内において航行中の入出航船は、入出航することができること。 水路外にある長さ五十メートル未満又は総トン数五百トン未満の入出航船（総トン数五百トン未満の船舶を除く。）は、水路外において、航行中において航行中の入出航船の進路を避けて待たなければならぬこと。

	Xの文字及びEの文字の交互点滅
水路内において航行中の入出航船は、入出航することができること。 水路外にある長さ五十メートル未満又は総トン数五百トン未満の入出航船（総トン数五百トン未満の船舶を除く。）は、水路外において、航行中において航行中の入出航船の進路を避けて待たなければならぬこと。	水路内において航行中の入出航船は、入出航することができること。 水路外にある長さ五十メートル未満又は総トン数五百トン未満の入出航船（総トン数五百トン未満の船舶を除く。）は、水路外において、航行中において航行中の入出航船の進路を避けて待たなければならぬこと。

	Xの文字の点滅
港長の指示を受けた船舶は、水路外において、航行中の入出航船の進路を避けて待たなければならぬこと。	水路内において航行中の入出航船は、入出航することができること。 水路外にある長さ五十メートル未満又は総トン数五百トン未満の入出航船（総トン数五百トン未満の船舶を除く。）は、水路外において、航行中において航行中の入出航船の進路を避けて待たなければならぬこと。

	Xの文字の点滅
港長の指示を受けた船舶は、水路外において、航行中の入出航船の進路を避けて待たなければならぬこと。	水路内において航行中の入出航船は、入出航することができること。 水路外にある長さ五十メートル未満又は総トン数五百トン未満の入出航船（総トン数五百トン未満の船舶を除く。）は、水路外において、航行中において航行中の入出航船の進路を避けて待たなければならぬこと。
四日市信光一閃 第一航路所（北緯三十四度五十七分九秒東） 波堤信号所（北緯三十四度五十六分五十九秒東） 四日市防波堤信号所（北緯三十四度五十六分五十九秒東）	四日市信光一閃 第一航路所（北緯三十四度五十七分九秒東） 波堤信号所（北緯三十四度五十六分五十九秒東） 四日市防波堤信号所（北緯三十四度五十六分五十九秒東）
入航船は、入出航することができること。	入航船は、入出航することができること。

毎三秒に順次に赤色光一閃及び白色光一閃	総トン数三トン以上の入航船は、航路	毎三秒に赤色光一閃	第一航路を航行して出航しようとする総トン数五百トンの船舶は、運航を停止して待たなければならぬこと。
---------------------	-------------------	-----------	---

毎六秒に順次に赤色光三閃及び白色光三閃	港長の指示を受けた船舶は、入出航してはならないこと。	毎六秒に順次に赤色光三閃及び白色光三閃	港長の指示を受けた船舶は、入出航してはならないこと。
毎二秒に順次に赤色光一閃及び白色光一閃	出航船は、出航しようとする総トン数五千トンの船舶は、航路を避けて待たなければならないこと。	毎二秒に順次に赤色光一閃及び白色光一閃	出航船は、出航しようとする総トン数五千トンの船舶は、航路を避けて待たなければならないこと。

毎三秒に順次に赤色光一閃及び白色光一閃	出航船は、出航しようとする総トン数五千トンの船舶は、航路を避けて待たなければならないこと。	毎三秒に順次に赤色光一閃及び白色光一閃	出航船は、出航しようとする総トン数五千トンの船舶は、航路を避けて待たなければならないこと。
毎二秒に順次に赤色光一閃及び白色光一閃	出航船は、出航しようとする総トン数五千トンの船舶は、航路を避けて待たなければならないこと。	毎二秒に順次に赤色光一閃及び白色光一閃	出航船は、出航しようとする総トン数五千トンの船舶は、航路を避けて待たなければならないこと。

毎三秒に順次に赤色光一閃及び白色光一閃	出航船は、出航しようとする総トン数五千トンの船舶は、航路を避けて待たなければならないこと。	毎三秒に順次に赤色光一閃及び白色光一閃	出航船は、出航しようとする総トン数五千トンの船舶は、航路を避けて待たなければならないこと。
毎二秒に順次に赤色光一閃及び白色光一閃	出航船は、出航しようとする総トン数五千トンの船舶は、航路を避けて待たなければならないこと。	毎二秒に順次に赤色光一閃及び白色光一閃	出航船は、出航しようとする総トン数五千トンの船舶は、航路を避けて待たなければならないこと。

	水 島 航 路 所(北緯百四十二度及び三十四度三百十度方向に二十八分面する信号板に四十三秒よる。 東経百三十三度四十分四十一秒)		港内水島信号百七十七度、二百七十七度、二百七十七度、二百七十七度		Xの文字の点滅	Xの文字の点滅	出航船は、入航することができぬこと。 信号が、間もなくの文字の点滅に変わること。 航路内において航行中の入出航船は、入航することができること。 航路外にある入出航船は、航路外において航行中において航行中の入出航船の進路を避けて待たなければならぬこと。 信号が、間もなくの文字の点滅に変わることを。 港長の指示を受けた船舶は、入航してはならないこと。 出航船は、入航することができぬこと。 信号が、間もなくの文字の点滅に変わること。
--	---	--	----------------------------------	--	---------	---------	--

					Fの文字の点滅	Oの文字の点滅	出航船は、入航することができぬこと。 信号が、間もなくの文字の点滅に変わること。 航路内において航行中の入出航船は、入航することができること。 航路外にある入出航船は、航路外において航行中において航行中の入出航船の進路を避けて待たなければならぬこと。 信号が、間もなくの文字の点滅に変わることを。 港長の指示を受けた船舶は、入航してはならないこと。 出航船は、入航することができぬこと。 信号が、間もなくの文字の点滅に変わること。
--	--	--	--	--	---------	---------	--

	Xの文字及びOの文字の交互の点滅				Xの文字及びOの文字の交互の点滅	Xの文字及びIの文字の交互の点滅	出航船は、入航することができぬこと。 信号が、間もなくの文字の点滅に変わること。 航路内において航行中の入出航船は、入航することができること。 航路外にある入出航船は、航路外において航行中において航行中の入出航船の進路を避けて待たなければならぬこと。 信号が、間もなくの文字の点滅に変わることを。 港長の指示を受けた船舶は、入航してはならないこと。 出航船は、入航することができぬこと。 信号が、間もなくの文字の点滅に変わること。
--	------------------	--	--	--	------------------	------------------	--

	Xの文字及びFの文字の交互の点滅				Xの文字及びFの文字の交互の点滅	Xの文字及びIの文字の交互の点滅	出航船は、入航することができぬこと。 信号が、間もなくの文字の点滅に変わること。 航路内において航行中の入出航船は、入航することができること。 航路外にある入出航船は、航路外において航行中において航行中の入出航船の進路を避けて待たなければならぬこと。 信号が、間もなくの文字の点滅に変わることを。 港長の指示を受けた船舶は、入航してはならないこと。 出航船は、入航することができぬこと。 信号が、間もなくの文字の点滅に変わること。
--	------------------	--	--	--	------------------	------------------	--

	Xの文字及びOの文字の交互点滅
開始してはならないこと。総トン数三百トン未満の入出航船は、入出航すること。出航すること。信号が、間もなくの文字の点滅に変わること。	水路内において航行中の総トン数三百トン以上の入出航船は、入出航すること。水路外にある総トン数三百トン以上の入出航船は、線以外において、水路内において航行中の出航船の進路を避けて待たなければならぬこと。出航しようとする停泊中の総トン数三百トン以上の船舶は、運航を開始してはならないこと。総トン数三百トン未満の入出航船は、入出航すること。信号が、間もなくの文字の点滅に変わること。

	Xの文字及びFの文字の交互点滅
水路内において航行中の総トン数三百トン以上の入出航船は、入出航すること。水路外にある総トン数三百トン以上の入出航船は、線以外において、水路内において航行中の出航船の進路を避けて待たなければならぬこと。出航しようとする停泊中の総トン数三百トン以上の船舶は、運航を開始してはならないこと。総トン数三百トン未満の入出航船は、入出航すること。信号が、間もなくの文字の点滅に変わること。	Iの文字及びYの文字の交互点滅 入航船は、入航すること。出航船は、入航すること。信号が、間もなくの文字の点滅に変わること。ただし、線以南の若松第二区に向かう総トン数三百トン以上の船舶は、牧山信号所から三百十度引いた線以東の航路

	Oの文字及びKの文字の交互点滅
外において、線以南の若松第二区から若松第一区又は洞岡北岸壁に向かう船舶の進路を避けて待たなければならぬこと。総トン数三百トン以上の出航船は、運航を停止して待たなければならぬこと。ただし、線以南の若松第二区から若松第一区又は洞岡北岸壁に向かう船舶は、出航しようとすることができること。出航船は、出航すること。信号が、間もなくの文字の点滅に変わること。	Oの文字及びKの文字の交互点滅 出航船は、出航すること。信号が、間もなくの文字の点滅に変わること。ただし、線以南の若松第二区から出航しようとする総トン数三百トン以上の船舶は、運航を停止して待たなければならぬこと。総トン数三百トン未満の入出航船は、入出航すること。信号が、間もなくの文字の点滅に変わること。

	Xの文字の点滅
水路内において航行中の入出航船は、入出航すること。水路外にある入出航船は、線以外において、水路内において航行中の出航船の進路を避けて待たなければならぬこと。出航しようとする停泊中の船舶は、運航を開始してはならないこと。信号が、間もなくの文字の点滅に変わること。	Xの文字の点滅 水路内において航行中の入出航船は、入出航すること。水路外にある入出航船は、線以外において、水路内において航行中の出航船の進路を避けて待たなければならぬこと。出航しようとする停泊中の船舶は、運航を開始してはならないこと。信号が、間もなくの文字の点滅に変わること。

十五	横浜大黒防波堤西灯台から二百五十六度三十分千四百八十メートルの地点
十六	横浜大黒防波堤西灯台から二百六十六度千八百六十メートルの地点
十七	横浜大黒防波堤西灯台から二百七十六度三十分千七百十メートルの地点
十八	横浜大黒防波堤西灯台から二百七十八度三十分千八百六十メートルの地点
十九	横浜大黒防波堤西灯台から二百八十五度三十分千八百二十メートルの地点
二十	横浜大黒防波堤西灯台から二百八十七度三十分千八百九十度三十九分三十秒から二百二十度千四百七十メートルの地点
二十一	横浜大黒防波堤西灯台から二百二十九度三十分千五百メートルの地点
二十二	横浜大黒防波堤西灯台から三百三十分千四百メートルの地点
二十三	横浜大黒防波堤西灯台から三百四十四度千五百四十メートルの地点
二十四	横浜大黒防波堤西灯台から三百五十二度千七百七十メートルの地点
二十五	横浜大黒防波堤西灯台から三百六十度三十分千二百九十メートルの地点
二十六	横浜大黒防波堤西灯台から三百八十度九百三十メートルの地点
二十七	横浜大黒防波堤西灯台から三百七十六度五百六十メートルの地点
二十八	横浜大黒防波堤西灯台から三百八十七度五百五十メートルの地点
二十九	横浜大黒防波堤西灯台から三百八十七度九百メートルの地点
三十	横浜大黒防波堤西灯台から三百九十一度三十分千九百九十メートルの地点
三十一	横浜大黒防波堤西灯台から二百四十四度三十分千八百八十メートルの地点
三十二	横浜大黒防波堤西灯台から二百五十一度千三百九十メートルの地点
三十三	横浜大黒防波堤西灯台から二百七十六度三十分千七百八十メートルの地点
三十四	横浜大黒防波堤西灯台から三百一度千六百八十メートルの地点
三十五	横浜大黒防波堤西灯台から三百九度三十分千五百四十メートルの地点
三十六	横浜大黒防波堤西灯台から二百六十四度百九十メートルの地点
三十七	横浜大黒防波堤西灯台から八十五度五百メートルの地点

三十八	横浜大黒防波堤西灯台から三度三十分二十メートルの地点
三十九	横浜大黒防波堤西灯台から三百五十二度千八百八十メートルの地点
四十	横浜大黒防波堤西灯台から三百三十七度千八百十メートルの地点
四十一	横浜大黒防波堤西灯台から三百三十八度千八百九十メートルの地点
四十二	横浜大黒防波堤西灯台から二十二度三十分千九百九十メートルの地点
四十三	横浜大黒防波堤西灯台から四十六度三十分千四百四十メートルの地点
四十四	横浜大黒防波堤西灯台から八十一度三十分千四百十メートルの地点
四十五	横浜大黒防波堤西灯台から九十六度三十分千五百九十メートルの地点
四十六	横浜大黒防波堤西灯台から百五度三十分千五百二十メートルの地点
四十七	横浜大黒防波堤西灯台から二百九十七度三十分千七百九十メートルの地点
四十八	横浜大黒防波堤西灯台から三百五度千八百二十メートルの地点
四十九	横浜大黒防波堤西灯台から二百五十五度三十分千二百九十メートルの地点
五十	横浜大黒防波堤西灯台から二百九十四度五十メートルの地点
五十一	横浜大黒防波堤西灯台から三百一十二度二百メートルの地点
五十二	横浜大黒防波堤西灯台から二百二十九度三十分六百メートルの地点
五十三	横浜大黒防波堤西灯台から三百三十五度三十分二百三十メートルの地点
五十四	鶴見信号所から百六十六度三十分二千五百二十メートルの地点
五十五	鶴見信号所から百八十六度千八百九十メートルの地点
五十六	鶴見信号所から二百八度三十分千四百四十メートルの地点
五十七	鶴見信号所から二百六十三度千六百メートルの地点
五十八	鶴見信号所から三百二十三度六百二十メートルの地点
五十九	川崎信号所から二百六十四度三十分二千三百三十メートルの地点
六十	川崎信号所から三百三度五百九十メートルの地点

六十一	川崎信号所から二百二度七十メートルの地点
六十二	川崎信号所から百三十度三十分二百七十メートルの地点
六十三	川崎東扇島防波堤東灯台から八十度三十分四千五百七十メートルの地点
六十四	横浜大黒防波堤東灯台から九十九度三十分四千メートルの地点
六十五	横浜大黒防波堤東灯台から三十一度三十分八百七十メートルの地点
六十六	鶴見信号所から百四十三度六百五十メートルの地点
六十七	鶴見信号所から百七十一度七百六十メートルの地点
六十八	鶴見信号所から百九十四度三十分三百六十メートルの地点
六十九	鶴見信号所から二百八十六度三十分九百九十メートルの地点
七十	鶴見信号所から二十二度三十分二百五十メートルの地点
七十一	鶴見信号所から五十一度三十分九百七十メートルの地点
七十二	鶴見信号所から四十七度千六百六十メートルの地点
七十三	鶴見信号所から五十度千三百三十七メートルの地点
七十四	鶴見信号所から五十三度三十分千四百四十メートルの地点
七十五	鶴見信号所から五十九度三十分三千五百九十メートルの地点
七十六	鶴見信号所から六十度三千六百四十メートルの地点
七十七	川崎信号所から二百五十四度三十分千四百四十メートルの地点
七十八	川崎信号所から二百三十五度三十分五百五十メートルの地点
七十九	川崎信号所から百六十八度四百六十メートルの地点
八十	川崎東扇島防波堤東灯台から十度八十分八百五十メートルの地点
八十一	川崎東扇島防波堤東灯台から百三十三度三十分六十メートルの地点
八十二	横浜大黒防波堤東灯台から五十六度三千七百二十メートルの地点
八十三	横浜大黒防波堤東灯台から六十二度三十分三千五百六十メートルの地点
八十四	横浜大黒防波堤東灯台から六十五度三千メートルの地点

八十五	横浜大黒防波堤東灯台から五十五度三千七百七十メートルの地点
八十六	川崎東扇島防波堤東灯台から百九十三度三十分千二百八十メートルの地点
八十七	川崎東扇島防波堤東灯台から百五十九度七百六十メートルの地点
八十八	川崎東扇島防波堤東灯台から百五十七度九百三十メートルの地点
八十九	川崎東扇島防波堤東灯台から百八十八度三十分千四百メートルの地点
九十	横浜大黒防波堤東灯台から六十九度九百九十メートルの地点
九十一	横浜大黒防波堤東灯台から五十七度三十分九百三十メートルの地点
九十二	横浜大黒防波堤東灯台から五十四度千四百二十メートルの地点
九十三	横浜大黒防波堤東灯台から六十一度千四百七十メートルの地点
九十四	名古屋北信号所から百五十五度三十分六百七十メートルの地点
九十五	名古屋北信号所から百五十七度千六百四十メートルの地点
九十六	名古屋北信号所から百九十九度三十分二千二百二十メートルの地点
九十七	名古屋北信号所から二百五度二千六百六十メートルの地点
九十八	名古屋北信号所から二百五度二千六百六十メートルの地点
九十九	金城信号所から三十一度三千五百十メートルの地点
一百	金城信号所から三十四度三千六百三十メートルの地点
一百一	金城信号所から四十四度二千三百七十メートルの地点
一百二	金城信号所から四十八度三十分二千三百メートルの地点
一百三	金城信号所から五十九度二千九百六十メートルの地点

名古屋北信号所から百五十五度三十分六百七十メートルの地点
 東航第一号から第六十号までに掲げる地点を
 古路、順次に結んだ線及び第一号に掲げる地点
 西航と第六十号に掲げる地点とを結んだ線に
 路及びより囲まれた海面のうち第六十一号から
 び北第六十七号までに掲げる地点を順次に結
 航路んだ線及び第六十一号に掲げる地点と第
 六十七号に掲げる地点とを結んだ線によ
 り囲まれた海面以外の海面（航路を除く。）

十	金城信号所から五十四度三千四百七十メートルの地点
十一	金城信号所から五十八度三千七百メートルの地点
十二	金城信号所から六十五度三千二百七十メートルの地点
十三	金城信号所から七十度三千三百二十メートルの地点
十四	金城信号所から六十七度二千二百二十メートルの地点
十五	金城信号所から百六十七度二千六十メートルの地点
十六	金城信号所から百六十六度三十分二千三百二十メートルの地点
十七	金城信号所から百七十九度二千六百九十メートルの地点
十八	高潮防波堤東信号所から七十一度二千二百メートルの地点
十九	高潮防波堤東信号所から八十度三十分三千三百メートルの地点
二十	高潮防波堤東信号所から八十七度二千七百七十メートルの地点
二十一	高潮防波堤東信号所から八十四度二千三百八十メートルの地点
二十二	高潮防波堤東信号所から百二十度六度三十分九百九十メートルの地点
二十三	高潮防波堤東信号所から百二十四度三十分六十六メートルの地点
二十四	高潮防波堤東信号所から百三十八度六百八十メートルの地点
二十五	高潮防波堤東信号所から百三十二度三十分七十七メートルの地点
二十六	高潮防波堤東信号所から百四十八度三十分九百五十五メートルの地点
二十七	高潮防波堤東信号所から百六十六度三十分八十四メートルの地点
二十八	高潮防波堤東信号所から百六十七度二千四百七十メートルの地点
二十九	高潮防波堤東信号所から百七十九度三十分二千四百十メートルの地点
三十	高潮防波堤東信号所から百七十九度三十分三千六十メートルの地点
三十一	高潮防波堤東信号所から百八十八度三千九百九十メートルの地点
三十二	高潮防波堤東信号所から百八十四度三千六百六十メートルの地点
三十三	伊勢湾灯標

三十四	伊勢湾灯標から三百五十三度三十分九百八十メートルの地点
三十五	前号に掲げる地点から三百三十一度三十分四十五百二十メートルの地点
三十六	前号に掲げる地点から三十八度三千七百三十メートルの地点
三十七	名古屋港高潮防波堤中央堤西灯台から二百九十九度四百三十メートルの地点
三十八	名古屋港高潮防波堤中央堤西灯台から三百十五度三十分四百三十メートルの地点
三十九	名古屋港高潮防波堤中央堤西灯台から三百十二度三十分八百二十メートルの地点
四十	名古屋港高潮防波堤中央堤西灯台から三百四十八度千四百十メートルの地点
四十一	名古屋港高潮防波堤中央堤西灯台から三百四十三度三十分千五百八十メートルの地点
四十二	名古屋港高潮防波堤中央堤西灯台から三百四十九度二千三百十メートルの地点
四十三	名古屋港高潮防波堤中央堤西灯台から三百五十九度二千五百十メートルの地点
四十四	名古屋港高潮防波堤中央堤西灯台から一度二千三百メートルの地点
四十五	名古屋港高潮防波堤中央堤西灯台から一度三千八百四十メートルの地点
四十六	名古屋港高潮防波堤中央堤西灯台から九度三千八百八十メートルの地点
四十七	名古屋港高潮防波堤中央堤西灯台から二十度三十分二千メートルの地点
四十八	名古屋港高潮防波堤中央堤西灯台から三十一度三十分九百九百メートルの地点
四十九	金城信号所から二百二十五度九百四十メートルの地点
五十	金城信号所から二百二十八度三十分七百五十メートルの地点
五十一	金城信号所から三百二十三度三十分二千七百七十メートルの地点
五十二	金城信号所から三百三十六度三十分九百九十メートルの地点
五十三	金城信号所から二百十度三十分二百三十メートルの地点

五十四	金城信号所から百六十七度三十分二百十メートルの地点
五十五	金城信号所から三十四度千八百八十メートルの地点
五十六	金城信号所から二十三度三十分二千九百九十メートルの地点
五十七	金城信号所から二十五度二千七百七十メートルの地点
五十八	金城信号所から二十一度三十分三千七百メートルの地点
五十九	名古屋北信号所から二百四十四度三十分七百九十メートルの地点
六十	名古屋北信号所から二百五十九度三十分三百四十メートルの地点
六十一	名古屋港高潮防波堤中央堤西灯台から六十三度二千二百メートルの地点
六十二	高潮防波堤東信号所から三十八度三十分四百七十メートルの地点
六十三	高潮防波堤東信号所から二百四度三十分二百七十メートルの地点
六十四	高潮防波堤東信号所から二百二十二度九百四十メートルの地点
六十五	名古屋港高潮防波堤中央堤西灯台から二百八十八度九百十メートルの地点
六十六	名古屋港高潮防波堤中央堤西灯台から二十九度百メートルの地点
六十七	名古屋港高潮防波堤中央堤西灯台から五十六度三十分千六百十メートルの地点

八	門司埼灯台から九十一度七百三十メートルの地点
九	門司埼灯台から六十八度百九十メートルの地点
十	門司埼灯台
十一	門司埼灯台から二百十六度二百十メートルの地点
十二	門司埼灯台から二百一十一度三十分三百五十メートルの地点
十三	門司埼灯台から百九十七度七百十メートルの地点
十四	門司埼灯台から百八十七度千四百七十メートルの地点
十五	門司埼灯台から二百四度二千二百九十メートルの地点
十六	門司埼灯台から二百二度二千三百五十メートルの地点
十七	門司埼灯台から二百十三度三千二百十メートルの地点
十八	門司船船通航信号所から四十九度三十分九百四十メートルの地点
十九	門司船船通航信号所から四十五度九百三十メートルの地点
二十	門司船船通航信号所から二百四十七度二百三十メートルの地点
二十一	門司船船通航信号所から二百五十九度千七百四十メートルの地点
二十二	門司船船通航信号所から二百五十八度三十分千八百八十メートルの地点
二十三	門司船船通航信号所から二百八十六度三十分三千二百メートルの地点
二十四	門司船船通航信号所から二百八十九度三千百メートルの地点
二十五	門司船船通航信号所から二百九十一度三千百九十メートルの地点
二十六	門司船船通航信号所から二百八十八度三千三百五十メートルの地点
二十七	若松洞海湾口防波堤灯台から百四十五度三十分二千七百七十メートルの地点
二十八	若松洞海湾口防波堤灯台から百四十四度二千七百七十メートルの地点
二十九	若松洞海湾口防波堤灯台から百四十四度二千五百七十メートルの地点
三十	若松洞海湾口防波堤灯台から百四十八度二千六百七十メートルの地点

三十一	若松洞海湾口防波堤灯台から百六十四度二千六百四十メートルの地点
三十二	若松洞海湾口防波堤灯台から百四十八度三十分二千メートルの地点
三十三	若松洞海湾口防波堤灯台から百五十七度二千八百メートルの地点
三十四	若松洞海湾口防波堤灯台から二百五十五度千六百メートルの地点
三十五	若松洞海湾口防波堤灯台から二百十二度千八百八十メートルの地点
三十六	若松洞海湾口防波堤灯台から二百四十三度千五百九十メートルの地点
三十七	若松洞海湾口防波堤灯台から百三十一度百メートルの地点
三十八	若松洞海湾口防波堤灯台から百四十九度六十メートルの地点
三十九	若松洞海湾口防波堤灯台から二百五十四度三十分五百メートルの地点
四十	若松洞海湾口防波堤灯台から三十一度千九百七十メートルの地点
四十一	若松洞海湾口防波堤灯台から二百九十六度二千二百メートルの地点
四十二	若松洞海湾口防波堤灯台から二百七十七度三千二百六十メートルの地点
四十三	若松洞海湾口防波堤灯台から二百八十六度三十分三千六百十メートルの地点
四十四	若松洞海湾口防波堤灯台から三百五十五度二千七百二十メートルの地点
四十五	和合良島島頂から二百五十七度二千八百五十メートルの地点
四十六	和合良島島頂から二百五十七度百五十メートルの地点
四十七	若松洞海湾口防波堤灯台から三十三度二千七百七十メートルの地点
四十八	若松洞海湾口防波堤灯台から二十度三十分二千九百九十メートルの地点
四十九	六連島ウドノ鼻から二百二十三度四百八十メートルの地点から百三十三度六百メートルの地点
五十	六連島灯台から百九十六度三十分千三百四十メートルの地点
五十一	六連島灯台から百七十二度六百九十メートルの地点
五十二	六連島灯台から七十三度百六十メートルの地点
五十三	六連島灯台から三十三度三十分に引いた線と関門港の境界線とが交わる地点
五十四	六連島灯台から三十七度三十分

に引いた線と関門港の境界線とが交わる